

Ryukoku University



Course Guide · Syllabus

受講要項・シラバス

龍谷大学

特別研修講座「矯正・保護課程」(本学学生対象)

矯正・保護教育プログラム(社会人等対象)

Ryukoku Corrections and
Rehabilitation Center

龍谷大学

矯正・保護総合センター

2023

【お知らせ】2023年度社会人受講生向けオンライン授業の試行的実施について

龍谷大学矯正・保護総合センターでは、教育事業の一環として本学卒業生や社会人、地域の方などが、本学学生と一緒に授業を受講する「矯正・保護課程」を開講しています。

矯正・保護課程は、矯正・保護分野の仕事や活動に携わる人のリカレントやリスクリングといった社会人の学び直しに適した内容にもなっています。

そこで、社会人受講生の受講機会の拡大を図るべく、2023年度から試行的に大学に来なくてもインターネット環境を利用してオンライン上でも授業が受けられる科目を一部提供することになりました。これらの科目は、従来どおり大学へ来て対面で授業を受講できるだけでなく、その授業をライブ配信し録画も行いますので、ご自宅や職場など自由な場所で自由な時間に、一定期間何度でも繰り返しご自分のペースで学べます。

2023年度は深草学舎開講の4科目（「矯正医学」「被害者学」「犯罪学」「アディクション論」）をオンライン授業で提供します。

＜申込方法＞P. 10

＜授業内容＞上記科目のシラバスをそれぞれご覧ください。

「2023年度受講要項・Syllabus」について

この冊子は、本学の学生を対象とする特別研修講座「矯正・保護課程」と社会人等（本学学生以外の方）を対象とする履修証明プログラム「矯正・保護課程（矯正・保護教育プログラム）」の受講要項及びシラバスです。

受講にあたり、本学の学生と社会人等の本学学生以外の方では、履修資格や申込方法等が異なりますので、各自、該当ページをご確認ください。なお、講義日程や科目内容等につきましては、共通の内容となります。

<目次>

I. 受講について

1. 特別研修講座「矯正・保護課程」の受講について **〔本学学生対象〕** . . . P. 1
2. 履修証明プログラム「矯正・保護課程（矯正・保護教育プログラム）」
の受講について **〔社会人等対象〕** . . . P. 7

II. 2023年度講義日程表 **〔共通〕** . . . P. 13

III. 特別研修講座「矯正・保護課程」／「矯正・保護教育プログラム」履修推奨モデル **〔共通〕** . . . P. 17

IV. シラバス（講義概要・講義計画等） **〔共通〕** . . . P. 19

V. 学修生活の手引き **〔共通〕**

1. 事務窓口について . . . P. 51
2. 授業等の休講措置に関する取扱基準 . . . P. 51
3. 授業の休・補講、定期試験・レポート試験の案内、教室変更等の事務連絡について . . . P. 52
4. 受講生証の発行について . . . P. 52
5. 本学ポータルサイト及びe-ラーニングの利用について . . . P. 52
6. 図書館の利用について . . . P. 52

VI. 〔参考資料〕矯正心理専門職・法務教官・保護観察官・刑務官になるには？ **〔共通〕** . . . P. 53

VII. 2023年度龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」受講申込書 **〔社会人等対象〕** . . . P. 57

VIII. 2023年度龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」受講希望理由書 **〔社会人等対象〕** . . . P. 59

I - 1 受講について（本学学生対象）

特別研修講座「矯正・保護課程」の受講について（本学学生対象）

目 的

本学の歴史と伝統を活かして、刑務所、少年院、少年鑑別所等で働く矯正職員や犯罪をおかしたり非行をおこなった人たちの社会復帰の手助けをする保護観察官等の専門職やボランティアを養成することを目的としています。

関連職務・活動

矯正・保護・福祉の分野に関連する職務や活動には主に次のようなものがあります。

(1) 国家公務員

① 刑務官（詳細はP.55～P.56参照）

刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務し、被収容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うとともに、刑務所等の保安警備の任に当たります。

② 法務技官（心理）（詳細はP.53～P.55参照）

法務省専門職員（人間科学）採用試験 矯正心理専門職区分により採用され、少年鑑別所や少年院、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）などに勤務する専門職員です。

心理学の専門的な知識・技術等をいかし、科学的で冷静な視点と人間的な温かい視点とを持ちながら、非行や犯罪の原因を分析し、対象者の立ち直りに向けた処遇指針の提示や、刑務所の改善指導プログラムの実施に携わっています。

③ 法務教官（詳細はP.53～P.55参照）

少年院や少年鑑別所等に勤務する専門職員。幅広い視野と専門的な知識をもって、少年たちの個性や能力を伸ばし、健全な社会人として社会復帰させるために、きめ細かい指導・教育を行っています。

また、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）に勤務し、受刑者の改善指導等に携わる道も開かれており、性犯罪や薬物依存等に関わる問題性に働きかける指導のほか、就労支援指導や教科指導等を行っています。

④ 保護観察官（詳細はP.53～P.55参照）

地方更生保護委員会や保護観察所に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事します。

⑤ 家庭裁判所調査官

家庭裁判所は、夫婦や親族間の争いなどの家庭に関する問題を家事審判や家事調停、人事訴訟などによって解決するほか、非行に及んだ少年について処分を決定します。いずれも法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。家庭裁判所調査官は、このような観点から、例えば、離婚、親権者の指定・変更等の紛争当事者や事件送致された少年及びその保護者を調査し、紛争の原因や少年が非行に至った動機、生育歴、生活環境等を調査します。

※家庭裁判所調査官になるためには、家庭裁判所調査官補として採用された後、裁判所職員総合研修所に入所し、約2年間の研修を受ける必要があります。

⑥ 社会復帰調整官

保護観察所に勤務し、精神障害者の保健及び福祉等に関する専門的知識に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進するため、生活環境の調査、生活環境の調整、精神保健観察等の業務に従事します。

(2) 保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）。保護観察官と協力して保護観察に当たるほか、少年院や刑務所に収容されている人が釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保等を行い必要な受入態勢を整えます。また、犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐために、毎年7月の“社会を明るくする運動”強調月間などの機会を通じて「講演会」、「住民集会」、「学校との連携事業」などの犯罪予防活動に積極的に取り組んでいます。

(3) 教誨師

矯正施設の被収容者の希望に応じて、民間の篤志宗教家である教誨師が宗教教誨を行い、信教の自由を保障しつつ精神的安定を与え、受刑者や少年院在院者等の改善更生と社会復帰に寄与しています。

宗教教誨には、同じ宗教宗派の宗教教誨を希望する者を集めて行う集合教誨と、個別に行う個人教誨とがあります。

(4) 篤志面接委員

法務省から委嘱を受け、矯正施設（刑務所・少年院等）に収容されている人たちに対して、種々の悩みごとに関する相談・助言、教養や趣味に関する指導等を行い、その改善更生と社会復帰を手助けする民間ボランティアです。

(5) B. B. S (Big Brothers and Sisters Movement)

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体で、全国で約5,000人の会員が参加しています。近年では、児童福祉施設における学習支

援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。BBSの趣旨に賛同し、誠意と熱意のある方ならどなたでも参加できます。

(6) その他

①福祉関係

民生委員、児童委員、児童福祉司、身体障害者福祉司、児童自立支援施設職員及び社会福祉施設職員 等
注) 児童自立支援施設職員を目指す人は、卒業後に国立武蔵野学院附属人材育成センター養成部に入所することをお薦めします。

②刑事司法関係

警察官、裁判所調停委員、更生保護施設職員、更生保護女性会員 等

③教育関係

学校教員、地域社会教育リーダー 等

受講対象

龍谷大学の在学生であること。

注) 文学部・法学部・政策学部・社会学部・短期大学部の学生が正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目などを、所属学部の履修要項で必ず確認してください。

講座内容

(1) 講義科目 ※各講義科目の内容は、P.19からのシラバスをご確認ください。

科目名 (単位)	担当者	学舎	期間	曜講時 注1	教室
矯正・保護入門 (2)	浜井 浩一 他	深草	後期	木⑤	3-101
		瀬田	後期	月⑤	3-101
矯正概論 (4)	木村 昭彦	深草	通年	水③	和顔館B101
矯正概論A (2)	青山 純	瀬田	前期	水④	8-B101
矯正概論B (2)		瀬田	後期	水④	8-B101
矯正教育学 (4)	浪速少年院次長	深草	通年	土①②〈隔週〉	21-301
矯正教育学A (2)	谷口 隆志	瀬田	前期	木⑤	8-B101
矯正教育学B (2)		瀬田	後期	木⑤	8-B101
矯正社会学 (4)	山本 貴祐	深草	通年	水③	21-301
矯正社会学A (2)	山本 貴祐	瀬田	前期	水⑤	8-102
矯正社会学B (2)		瀬田	後期	水⑤	8-102
犯罪心理学 (4) 注2	安田 潔	深草	通年	火②	22-B101
		大宮	通年	木②	東覺202
犯罪心理学A (2) 注3	松田 芳政	瀬田	前期	土①②〈隔週〉	2-多機能教室1
犯罪心理学B (2) 注3		瀬田	後期	土①②〈隔週〉	2-多機能教室1
矯正医学 (2)	定本ゆきこ 他	深草	後期	水④⑤〈隔週〉	和顔館202
成人矯正処遇 (2)	小野 修	深草	前期	水④	3-201
		瀬田	前期	木⑤	3-101
保護観察処遇 (2)	福西 毅	深草	後期	土③④〈隔週〉	21-202
	歌原 拓人	瀬田	後期	土③④〈隔週〉	2-103
更生保護概論 (4)	西岡総一郎	深草	通年	火⑤	和顔館B107
更生保護概論A (2)	宇戸 午朗	瀬田	前期	水③	4-209
更生保護概論B (2)		瀬田	後期	水③	4-209
更生保護制度 (2)	寺戸 亮二	深草	後期	木②	3-102
更生保護制度 (1)		瀬田	後期	水③④	8-102
刑事司法と福祉 (2)	掛川 直之	瀬田	後期	月②	3-207
犯罪学 (2)	浜井 浩一	深草	後期	木②	22-101
被害者学 (4)	西村 重則	深草	通年	水②	22-301
		大宮	通年	月③	南覺204
青少年問題 (2)	浜井 浩一	深草	後期	火⑤	和顔館B202
	津島 昌弘	瀬田	後期	火③	8-B103
Ryukoku Criminology in English (2)	浜井 浩一 他	深草	前期	水⑤	21-408
アディクション論 (2)	加藤 武士 他	深草	前期	水④	21-203
矯正・保護史 (4)	中島 学	深草	通年	土①②〈隔週〉	21-203

注1:「曜講時」覧の○の数字は、開講講時を示します。

注2:2021年度から「矯正心理学」の科目名称を「犯罪心理学」に変更しました。

注3:2021年度から「矯正心理学A」「矯正心理学B」の科目名称を「犯罪心理学A」「犯罪心理学B」にそれぞれ変更しました。

＜授業時間＞※2021年度から授業時間割は変更されています。

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
9:15-10:45	11:00-12:30	13:30-15:00	15:15-16:45	16:55-18:25

(2) 施設参観

講義の内容をより深く理解するために、施設参観を実施します。

※実施予定時期：＜夏季＞8月上旬～8月下旬 ＜春季＞2月上旬

実施要項や申込方法等の詳細は、学内掲示板等でお知らせします。また、科目受講者は講義時に授業担当者から案内されます。

【参考】過年度の施設参観先

大阪医療刑務所／大阪刑務所／更生保護法人 京都保護育成会／滋賀刑務所／奈良少年院／大阪少年鑑別所／更生保護法人 和衷会／大阪府立修徳学院／交野女子学院／浪速少年院／加古川刑務所／播磨社会復帰促進センター／和歌山刑務所／更生保護法人 西本願寺白光荘／京都刑務所／京都少年鑑別所／京都医療少年院

受 講 料

(1) 講 義

	1 単位科目	2 単位科目	4 単位科目
受講料(税込み)	780円	1,570円	3,150円

(☆2020年度から受講料が改定されています)

注) 正課科目として登録した科目の受講料は無料です(※文学部・法学部・政策学部・社会学部・短期大学部の学生のみ)。

※正課科目として登録する場合は、必ずP.4、P.5の「単位認定」欄の内容をご確認ください。

(2) 施設参観参加費 1,530円(税込み)／1日(別途発表)

注) 一旦納入された受講料は返還しません。

申 込 期 間

通年・前期科目：2023年3月20日(月)～4月1日(土)(※3月30日(木)、31日(金)を除く)

後期科目：2023年3月20日(月)～9月6日(水)

※上記申込期間のうち、4月1日を除く土日・祝日、大学が定める休業日は窓口での申込受付をおこなっていません。

※講義は前期・通年科目が4月7日(金)、後期科目が9月14日(木)から順次開講されます。お早めにお申し込みください。

修 了 認 定

以下の2つの要件を満たした者には、「矯正・保護課程修了証明書」(本学独自の課程修了証明書)を交付します。

(1) 開設科目のうち、16単位以上修得

(2) 施設参観に2日以上参加

修了認定に関する留意事項

①一度合格点を得た科目(既得科目)を複数回履修することは可能ですが、2回目以降、その科目を合格しても、修了要件単位として認められません。また、科目名称の変更や学舎によって、開講形態が異なる科目でも同一科目として取り扱うものがあります。(例1:「矯正心理学」と「犯罪心理学」、例2:深草学舎開講の「矯正概論」と瀬田学舎開講の「矯正概論A」「矯正概論B」)詳細は矯正・保護総合センター事務部でご確認ください。

②施設参観につきましては、各日程で定められている施設を全て参観しないと、上記修了要件の参観日数にカウントしません。(例:1日2施設参観予定の日程に参加し、1施設のみしか参観しなかった場合)

「成績表」は各学期の成績表配付時にお渡しします。(※正課科目として矯正・保護課程科目を履修した者は除く)また、卒業年次生で矯正・保護課程を履修し修了要件を満たした方には卒業式の日「矯正・保護課程修了証明書」(1通)を交付します。

それ以降に「矯正・保護課程修了証明書」が複数必要な方は、申込み窓口(P.5)で申請手続きを行ってください(1通〈在学中〉200円、〈卒業後〉300円)。卒業後は上記証明書発行方法以外に郵便またはオンラインでの申請が可能です。詳しくは矯正・保護総合センター事務部までお問い合わせください。

単位認定

●文学部

文学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 矯正・保護課程科目のうち、深草学舎又は大宮学舎で開講されている次の科目
「矯正・保護入門」(2単位)、「矯正概論」(4単位)、「更生保護概論」(4単位)、
「矯正教育学」(4単位)、「青少年問題」(2単位)、「被害者学」(4単位)、「矯正医学」(2単位)、
「矯正社会学」(4単位)、「犯罪心理学」〈「矯正心理学」〉(4単位)、「成人矯正処遇」* (2単位)、
「保護観察処遇」* (2単位)、「犯罪学」* (2単位)

※2022年度開講分から対象

- (2) 上記(1)の科目を本登録していること
(3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注) 正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

※詳細については、文学部履修要項又は文学部教務課で必ず確認してください。

●法学部

法学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 矯正・保護課程科目のうち深草学舎で開講されている次の科目
「矯正概論」(4単位)、「成人矯正処遇」(2単位)、「更生保護概論」(4単位)、
「保護観察処遇」(2単位)、「矯正教育学」(4単位)、「矯正社会学」(4単位)、
「犯罪心理学」〈「矯正心理学」〉(4単位)、「被害者学」(4単位)、「矯正医学」(2単位)、
「犯罪学」(2単位)、「青少年問題」* (2単位)、「Ryukoku Criminology in English」〈「特別講義Q」〉(2単位)、
「アディクション論」〈「特別講義M」〉(2単位)、「矯正・保護史」〈「特別講義A」〉(4単位)

※2019年度開講分から対象

- (2) 上記(1)の科目を本登録していること
(3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注) 正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

※詳細については、法学部履修要項又は法学部教務課で必ず確認してください。

●政策学部

政策学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 矯正・保護課程科目のうち深草学舎で開講されている次の科目
「矯正・保護入門」(2単位)、「矯正概論」(4単位)、「矯正教育学」(4単位)、
「矯正社会学」*² (4単位)、「犯罪心理学」〈「矯正心理学」〉(4単位)、「矯正医学」(2単位)、
「成人矯正処遇」(2単位)、「保護観察処遇」*² (2単位)、「更生保護概論」(4単位)、
「更生保護制度」*¹ (2単位)、「犯罪学」*² (2単位)、「被害者学」*² (4単位)、
「青少年問題」*² (2単位)

※1：2016年度以降の開講分から対象外

※2：政策学部専攻科目(卒業要件単位認定科目)としては、2023年度開講されませんので、ご注意ください。

- (2) 上記(1)の科目を本登録していること
(3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注1) 正課科目として受講する場合は、政策学部が定める入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

注2) 政策学部専攻科目として4単位を上限として認定されます。それ以上履修した場合は、フリーゾーンとして認定されます。

※詳細については、政策学部履修要項又は政策学部教務課で必ず確認してください。

●社会学部

社会学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 矯正・保護課程科目のうち瀬田学舎で開講されている次の科目
「矯正・保護入門」(2単位)、「矯正概論A」(2単位)、「矯正概論B」(2単位)、
「矯正教育学A」(2単位)、「矯正教育学B」(2単位)、「矯正社会学A」(2単位)、

「矯正社会学B」(2単位)、「犯罪心理学A」〈「矯正心理学A」〉(2単位)、
「犯罪心理学B」〈「矯正心理学B」〉(2単位)、「成人矯正処遇」(2単位)、「保護観察処遇」(2単位)、
「更生保護概論A」(2単位)、「更生保護概論B」(2単位)、「更生保護制度」* (1単位)、
「青少年問題」(2単位)、「刑事司法と福祉」* (2単位)

※社会学科、コミュニティマネジメント学科は対象外

(2) 上記(1)の科目を本登録していること

(3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注) 正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

※詳細については、社会学部履修要項又は社会学部教務課で必ず確認してください。

●短期大学部

短期大学部の学生につきましては、深草学舎で開講される「矯正教育学」(4単位)、「矯正社会学」(4単位)が卒業要件単位として認定されます。詳細は短期大学部履修要項「他学部開講授業科目の受講について」の項を確認してください。

また、短期大学部社会福祉学科の学生につきましては、深草学舎で開講される「更生保護制度」(2単位)が正課科目として卒業単位に含まれます。

※詳細については、短期大学部履修要項又は短期大学部教務課で必ず確認してください。

※上記のとおり、文学部・法学部・政策学部・社会学部・短期大学部の学生以外は、卒業要件単位としては認められません。

申 込 方 法

上記の単位認定科目(卒業要件単位対象科目)を本登録せずに受講する本学学生は、以下のとおり申込みを行ってください。

(1) 証明書発行機にて申込みを行う

(2) 申込み手順

①画面のとおり学生証を操作する(学生証を画面にかざす)

②パスワードを入力する

③上部メニュー(タブ)の右端にある「>」を押す

④上部メニュー(タブ)の「矯正・保護課程」を押す

⑤申し込む科目を選択する

⑥部数を選択する

※2科目以上を履修する場合は、上記⑤から⑥の手順を繰り返す

⑦選択完了後、確定を押す

⑧選択内容を確認し、確定を押す

⑨現金か生協電子マネーかを選択する

⑩出力された申込書に住所・電話番号を記入し、申込窓口に提出する

<証明書発行機の設置場所>

大宮学舎：西翼1階ロビー(講師控室前)

深草学舎：21号館1階ロビー、紫英館各学部教務課フロア

瀬田学舎：1号館1階エントランスホール、6号館社会学部教務課フロア、9号館農学部教務課前

大阪梅田キャンパス：ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階(大阪市北区)

<各学舎における申込み窓口・問い合わせ窓口>

大宮学舎：文学部教務課(西翼1階)

深草学舎：法学部教務課(紫英館1階)

瀬田学舎：社会学部教務課(6号館1階)

大阪梅田キャンパス：ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階(大阪市北区)

<総合窓口>

矯正・保護課程全般に関するお問い合わせは、以下のところまでお願いします。

矯正・保護総合センター事務部（深草学舎 4 号館 2 階）

電話：075-645-2040、F A X：075-645-2632

ホームページ：<https://rcrc.ryukoku.ac.jp/>、e-mail：kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

I - 2 受講について（社会人等対象）

履修証明プログラム「矯正・保護課程(矯正・保護教育プログラム)」の受講について(社会人等対象)

龍谷大学矯正・保護課程では、社会人等の本学学生以外の方を対象に学校教育法の定めに基づく履修証明プログラム（※）を開設しています。このプログラムは、本学特別研修講座「矯正・保護課程」の講義科目と施設参観（講習）を組み合わせ、本課程が定める時間数を履修することにより、体系的な知識・技術等の習得をめざすものです。プログラム修了者には、学校教育法第105条の規定に基づく履修証明書（所定の科目を履修したことを証明するもので、単位や学位を取得したことを証明するものではありません）を交付します。

※履修証明プログラムとは

履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象とした特別の課程です。大学の教育・研究資源を活かし一定の計画の下に編成する体系的な知識・技術等の習得をめざした教育プログラムで、目的・内容に応じて総時間数60時間以上で設定されています。その修了者には、学校教育法に基づく履修証明書が交付されます。

プログラム名称

矯正・保護課程（矯正・保護教育プログラム）

プログラムの開設目的

本プログラムは、刑務所、少年院、少年鑑別所等で働く矯正職員や犯罪をおかしたり非行をおこなった人たちの社会復帰の手助けをする保護観察官等の専門職やボランティアを養成するとともに、矯正・更生保護分野の仕事や活動に携わる人等のキャリアアップや知見拡充に役立つ実務に即した教育プログラム（カリキュラム）を体系的に提供することを目的としています。

履修資格

次の（１）から（８）のいずれかの資格を満たす者。（※本学矯正・保護課程委員会で受講可否の審査をする際に、（１）から（８）のいずれかの資格を満たしているかを確認するため、受講申込みの際に最終学校の卒業証明書又は修了証明書の提出が必要となります。ただし、過去（2016年度以降）に本プログラムを受講し、先の証明書を提出した方は、提出不要です。）

- （１）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- （２）通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- （３）外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- （４）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （５）専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- （６）文部科学大臣の指定した者
- （７）高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- （８）本学矯正・保護課程委員会において、個別の受講資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

定員

特に設けていません。

受講時間数（総時間数）

180時間以上

修了要件

以下の2つの要件を満たした場合、本プログラムを修了したものとし、学校教育法第105条の規定に基づく「履修証明書」を交付します。

- (1) 本学特別研修講座「矯正・保護課程」の開設科目を180時間以上受講し、科目合格していること
- (2) 施設参観に2日以上参加していること

修了認定に関する留意事項

- ①一度合格点を得た科目（既得科目）を複数回履修することは可能ですが、2回目以降、その科目を合格しても、修了要件の受講時間数（総時間数）として認められません。また、科目名称の変更や学舎によって、開講形態が異なる科目でも同一科目として取り扱うものがあります。（例1：「矯正心理学」と「犯罪心理学」、例2：深草学舎開講の「矯正概論」と瀬田学舎開講の「矯正概論A」「矯正概論B」）詳細は矯正・保護総合センター事務部でご確認ください。
- ②施設参観につきましては、各日程で定められている施設を全て参観しないと、上記修了要件の参観日数にカウントしません。（例：1日2施設参観予定の日程に参加し、1施設のみしか参観しなかった場合）

※注1：2015年度までに取得した矯正・保護課程科目の単位は、本履修証明プログラムの修了に必要な時間数（受講時間数）としてカウントします。また、施設参観に参加した方につきましても2015年度までに参加した分は修了要件にカウントします。

※注2：本学出身者が本学在学時に取得した矯正・保護課程科目の単位は、卒業後、本「矯正・保護教育プログラム」を履修した際、修了に必要な時間数（受講時間数）に換算し、修了要件時間数（総時間数）にカウントします。

※注3：1年で上記修了要件を満たし本プログラムを修了することは可能です。また、複数年にわたり修了することも可能ですので、各自の履修計画にあわせて、学修してください。

成績発表・証明書の交付について

- (1)「成績表」は学期末に各受講生へ郵送します。
- (2)「履修証明書」は上記修了要件を満たした学期末に1通郵送します。

※それ以降に「履修証明書」が必要な方は、申込み窓口（P.10）で申請手続きを行ってください（1通300円）。

また、上記証明書発行方法以外に郵送またはオンラインでの申請も可能です。詳しくは矯正・保護総合センター事務部までお問い合わせください。

注）2015年度までに矯正・保護課程を修了した方につきましては、従来どおり「矯正・保護課程修了証明書」（本学独自の課程修了証明書）〈1通 300円〉を交付します。

プログラム内容

(1) 講義科目 ※各講義科目の内容は、P.19からのシラバスをご確認ください。

	科目名(受講時間数)	担当者	学舎	期間	曜講時 注1	教室
	矯正・保護入門(22.5時間)	浜井 浩一 他	深草	後期	木⑤	3-101
			瀬田	後期	月⑤	3-101
	矯正概論(45時間)	木村 昭彦	深草	通年	水③	和顔館B101
	矯正概論A(22.5時間)	青山 純	瀬田	前期	水④	8-B101
	矯正概論B(22.5時間)		瀬田	後期	水④	8-B101
	矯正教育学(45時間)	浪速少年院次長	深草	通年	土①②〈隔週〉	21-301
	矯正教育学A(22.5時間)	谷口 隆志	瀬田	前期	木⑤	8-B101
	矯正教育学B(22.5時間)		瀬田	後期	木⑤	8-B101
	矯正社会学(45時間)	山本 貴祐	深草	通年	水③	21-301
	矯正社会学A(22.5時間)	山本 貴祐	瀬田	前期	水⑤	8-102
	矯正社会学B(22.5時間)		瀬田	後期	水⑤	8-102
	犯罪心理学(45時間) 注2	安田 潔	深草	通年	火②	22-B101
			大宮	通年	木②	東覺202
	犯罪心理学A(22.5時間) 注3	松田 芳政	瀬田	前期	土①②〈隔週〉	2-多機能教室1
	犯罪心理学B(22.5時間) 注3		瀬田	後期	土①②〈隔週〉	2-多機能教室1
注4	☆矯正医学(22.5時間)	定本ゆきこ 他	深草	後期	水④⑤〈隔週〉	和顔館202
	成人矯正処遇(22.5時間)	小野 修	深草	前期	水④	3-201
			瀬田	前期	木⑤	3-101
	保護観察処遇(22.5時間)	福西 毅	深草	後期	土③④〈隔週〉	21-202
		歌原 拓人	瀬田	後期	土③④〈隔週〉	2-103
	更生保護概論(45時間)	西岡総一郎	深草	通年	火⑤	和顔館B107
	更生保護概論A(22.5時間)	宇戸 午朗	瀬田	前期	水③	4-209
	更生保護概論B(22.5時間)		瀬田	後期	水③	4-209
	更生保護制度(22.5時間)	寺戸 亮二	深草	後期	木②	3-102
	更生保護制度(12時間)		瀬田	後期	水③④	8-102
	刑事司法と福祉(22.5時間)	掛川 直之	瀬田	後期	月②	3-207
注4	☆犯罪学(22.5時間)	浜井 浩一	深草	後期	木②	22-101
注4 (深草開講のみ)	☆被害者学(45時間)	西村 重則	深草	通年	水②	22-301
			大宮	通年	月③	南覺204
	青少年問題(22.5時間)	浜井 浩一	深草	後期	火⑤	和顔館B202
		津島 昌弘	瀬田	後期	火③	8-B103
	Ryukoku Criminology in English(22.5時間)	浜井 浩一 他	深草	前期	水⑤	21-408
注4	☆アディクション論(22.5時間)	加藤 武士 他	深草	前期	水④	21-203
	矯正・保護史(45時間)	中島 学	深草	通年	土①②〈隔週〉	21-203

注1:「曜講時」覧の○の数字は、開講講時を示します。

注2:2021年度から「矯正心理学」の科目名称を「犯罪心理学」に変更しました。

注3:2021年度から「矯正心理学A」「矯正心理学B」の科目名称を「犯罪心理学A」「犯罪心理学B」にそれぞれ変更しました。

注4:☆印の科目は対面授業をライブ配信し、録画も行います。

<授業時間>※2021年度から授業時間割は変更されています。

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
9:15-10:45	11:00-12:30	13:30-15:00	15:15-16:45	16:55-18:25

(2) 施設参観

講義の内容をより深く理解するために、施設参観を実施します。

※実施予定時期:<夏季>8月上旬~8月下旬 <春季>2月上旬

実施要項や申込方法等の詳細は、学内掲示板等でお知らせします。また、科目受講者は、講義時に授業担当者から案内されます。

【参考】過年度の施設参観先

大阪医療刑務所／大阪刑務所／更生保護法人 京都保護育成会／滋賀刑務所／奈良少年院／大阪少年鑑別所／更生保護法人 和衷会／大阪府立修徳学院／交野女子学院／浪速少年院／加古川刑務所／播磨社会復帰促進センター／和歌山刑務所／更生保護法人 西本願寺白光荘／京都刑務所／京都少年鑑別所／京都医療少年院

受講料

(1) 講 義 3,140円 (税込み) / 1 科目 (※2020年度から受講料が改定されています)

(2) 施設参観参加費 1,530円 (税込み) / 1 日 (別途発表)

注) 一旦納入された受講料は返還しません。

申込期間

通年・前期科目：2023年3月20日(月)～4月1日(土) (※3月30日(木)・31日(金)は除く)

後期科目：2023年3月20日(月)～9月6日(水)

※上記申込期間のうち、4月1日を除く土日・祝日、大学が定める休業日は窓口での申込受付をおこなっていません。

※講義は前期・通年科目が4月7日(金)、後期科目が9月14日(木)から順次開講されます。お早めにお申し込みください。

申込方法

以下のいずれかの方法で申込みを行ってください。

1. 大学(各学舎の申込窓口)で申込みの場合

(1) 証明書発行機にて申込みを行う

(2) 申込み手順

- ①画面右下にある「卒業生／学外者」ボタンを押す
- ②上部メニュー(タブ)の右端にある「>」を押す
- ③上部メニュー(タブ)の「矯正・保護課程」を押す
- ④申し込む科目を選択する
- ⑤部数を選択する

※2科目以上を履修する場合は、上記④から⑤の手順を繰り返す

⑥選択完了後、確定を押す

⑦選択内容を確認し、確定を押して購入する

⑧出力された申込書に住所・氏名・電話番号・生年月日等を記入し、申込窓口へ提出する

(3) 「受講希望理由書」(P. 59)に必要事項を記入し、写真を添付の上、特別研修講座申込書と最終学校の卒業証明書又は修了証明書と併せて提出してください。(※過去(2016年度以降)に本プログラムを受講し、先の証明書を提出した方は、提出不要です。)

2. 郵送で申込みの場合(※上記申込期間に必着)

(1) 受講料を以下の大学指定口座に振り込む。(※振込手数料は申込者の負担となります)

<大学指定口座>

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| ①金融機関名 | 三菱UFJ銀行 |
| ②支店名 | 京都駅前支店 |
| ③種別 | 普通預金 |
| ④口座番号 | 1149703 |
| ⑤口座名義 | 学校法人 <small>リウコクダイガク</small> 龍谷大学 |

(2) 所定の申込書(2023年度龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」受講申込書)<P. 57>及び受講希望理由書(P. 59)に必要事項を記入する。

(3) 上記(1)の振込証明書(コピー可)、上記(2)の申込書、受講希望理由書(写真添付)、及び最終学校の卒業証明書又は修了証明書と併せて以下のところに郵送する。(※過去(2016年度以降)に本プログラムを受講し、先の証明書を提出した方は郵送不要です。)

<郵送先>

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67
龍谷大学矯正・保護総合センター事務部

審査・受講許可

本学矯正・保護課程委員会へ提出された書類をもとに審査し、受講を許可します。(受講可否は、前期・通年科目は4月上旬、後期科目は9月中旬に連絡します。)

証明書発行機の設置場所

大宮学舎：西翼1階ロビー(講師控室前)

深草学舎：21号館1階ロビー、紫英館各学部教務課フロア

瀬田学舎：1号館1階エントランスホール、6号館社会学部教務課フロア、9号館農学部教務課前

大阪梅田キャンパス：ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階(大阪市北区)

各学舎における申込み窓口・問い合わせ窓口

大宮学舎：文学部教務課（西覺 1 階）

深草学舎：法学部教務課（紫英館 1 階）

瀬田学舎：社会学部教務課（6 号館 1 階）

大阪梅田キャンパス：ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階（大阪市北区）

総合窓口

履修証明プログラム「矯正・保護課程（矯正・保護教育プログラム）」全般に関するお問い合わせは、以下のところまでお願いします。

矯正・保護総合センター事務部（深草学舎 4 号館 2 階）

電話：075-645-2040、F A X：075-645-2632

ホームページ：<https://rcrc.ryukoku.ac.jp/>、e-mail：kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

Ⅱ． 2023年度講義日程表

2023年度「矯正・保護課程」/「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【深草学舎開講分】

開講学舎	深 草														
科 目 名	矯正・保護入門		矯正概論		矯正教育学		矯正社会学		犯罪心理学		矯正医学		成人矯正処遇		
単位数/受講時間数	2単位/22.5時間		4単位/45時間		4単位/45時間		4単位/45時間		4単位/45時間		2単位/22.5時間		2単位/22.5時間		
担 当 者	浜井 浩一 他		木村 昭彦		浪速少年院次長		山本 貴祐		安田 潔		定本 ゆきこ 他		小野 修		
開 講 期	後期		通年		通年		通年		通年		後期		前期		
開講曜講時	木曜日 5講時		水曜日 3講時		土曜日 1・2講時 (隔週開講)		水曜日 3講時		火曜日 2講時		水曜日 4・5講時 (隔週開講)		水曜日 4講時		
教 室	3-101		和顔館B101		21-301		21-301		22-B101		和顔館202		3-201		
前 期			1	4/12	1	6/10		1	4/12	1	4/11			1	4/12
			2	19	2			2	19	2	18			2	19
			3	26	3	24		3	26	3	25			3	26
			4	5/10	4			4	5/10	4	5/2			4	5/10
			5	17	5	7/1		5	17	5	9			5	17
			6	24	6			6	24	6	16			6	24
			7	31	7	8		7	31	7	23			7	31
			8	6/7	8			8	6/7	8	30			8	6/7
			9	14	9	15		9	14	9	6/6			9	14
			10	21	10			10	21	10	13			10	21
			11	28				11	28	11	20			11	28
			12	7/5				12	7/5	12	27			12	7/5
			13	12				13	12	13	7/4			13	12
			14	19				14	19	14	11			14	19
			15	26				15	26	15	18			15	26
後 期	1	9/21	16	9/20	11	9/16		16	9/20	16	9/19	1	9/20		
	2	28	17	27	12			17	27	17	26	2			
	3	10/5	18	10/4	13	30		18	10/4	18	10/3	3	10/4		
	4	12	19	11	14	10/7		19	11	19	10	4	10/4		
	5	19	20	25	15			20	25	20	17	5	25(4講時のみ)		
	6	26	21	11/1	16	14		21	11/1	21	24	6	11/8		
	7	11/2	22	8	17	21		22	8	22	31	7	11/8		
	8	9	23	15	18			23	15	23	11/7	8	22		
	9	16	24	22	19	11/11		24	22	24	14	9	22		
	10	30	25	29	20			25	29	25	21	10	12/6		
	11	12/7	26	12/6	21	25		26	12/6	26	28	11	12/6		
	12	14	27	13	22	12/2		27	13	27	12/5	12	20		
	13	21	28	20	23			28	20	28	12	13	20		
	14	1/11	29	1/10	24	16		29	1/10	29	19	14	1/10		
	15	18	30	17	25	1/13		30	17	30	1/9	15	1/10		

開講学舎	深 草													
科 目 名	更生保護概論		保護観察処遇		更生保護制度		犯罪学		被害者学		青少年問題		Ryukoku Criminology in English	
単位数/受講時間	4単位/45時間		2単位/22.5時間		2単位/22.5時間		2単位/22.5時間		4単位/45時間		2単位/22.5時間		2単位/22.5時間	
担 当 者	西岡 総一郎		福西 毅		寺戸 亮二		浜井 浩一		西村 重則		浜井 浩一		浜井 浩一 他	
開 講 期	通年		後期		後期		後期		通年		後期		前期	
開講曜講時	火曜日 5講時		土曜日 3・4講時 (隔週開講)		木曜日 2講時		木曜日 2講時		水曜日 2講時		火曜日 5講時		水曜日 5講時	
教 室	和顔館B107		21-202		3-102		和顔館B201		22-301		22-101		21-408	
前 期	1	4/11							1	4/12			1	4/12
	2	18							2	19			2	19
	3	25							3	26			3	26
	4	5/2							4	5/10			4	5/17
	5	9							5	17			5	24
	6	16							6	24			6	5/27(土曜日5講時)
	7	23							7	31			7	31
	8	30							8	6/7			8	6/7
	9	6/6							9	14			9	14
	10	13							10	21			10	21
	11	20							11	28			11	28
	12	27							12	7/5			12	7/5
	13	7/4							13	12			13	12
	14	11							14	19			14	19
	15	18							15	26			15	26
後 期	16	9/19	1	9/16	1	9/14	1	9/21	16	9/20	1	9/19		
	17	26	2		2	21	2	28	17	27	2	26		
	18	10/3	3	30	3	28	3	10/5	18	10/4	3	10/3		
	19	10	4		4	10/5	4	12	19	11	4	10		
	20	17	5	10/21	5	12	5	19	20	25	5	17		
	21	24	6		6	10/14(土曜日4講時)	6	26	21	11/1	6	24		
	22	31	7	11/11	7	19	7	11/2	22	8	7	31		
	23	11/7	8		8	26	8	9	23	15	8	11/7		
	24	14	9	25	9	11/2	9	16	24	22	9	14		
	25	21	10		10	9	10	30	25	29	10	21		
	26	28	11	12/9	11	16	11	12/7	26	12/6	11	28		
	27	12/5	12		12	30	12	14	27	13	12	12/5		
	28	12	13	23	13	12/7	13	21	28	20	13	12		
	29	19	14		14	1/11	14	1/11	29	1/10	14	19		
	30	1/9	15	1/13(3講時のみ)	15	18	15	18	30	17	15	1/9		

2023年度「矯正・保護課程」/「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【深草学舎開講分】

開講学舎	深 草	
科 目 名	アディクション論	矯正・保護史
単位数/受講時間	2単位/22.5時間	4単位/45時間
担 当 者	加藤 武士 他	中島 学
開 講 期	前期	通年
開講曜講時	水曜日 4講時	土曜日 1・2講時 (隔週開講)
教 室	21-203	21-203
前 期	1	4/12
	2	19
	3	26
	4	5/10
	5	17
	6	24
	7	31
	8	6/7
	9	14
	10	21
	11	28
	12	7/5
	13	12
	14	19
	15	26
後 期	16	15 (3講時のみ)
	17	9/16
	18	30
	19	
	20	10/7
	21	
	22	11/11
	23	
	24	25
	25	
	26	12/9
	27	
	28	23
	29	
	30	1/6 (3講時のみ)

2023年度「矯正・保護課程」/「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【大宮学舎開講分】

開講学舎	大 宮	
科 目 名	犯罪心理学	被害者学
単位数/受講時間	4単位/45時間	4単位/45時間
担 当 者	安田 潔	西村 重則
開 講 期	通年	通年
開講曜講時	木曜日 2講時	月曜日 3講時
教 室	東翼202	南翼204
前 期	1	4/13
	2	20
	3	27
	4	5/11
	5	18
	6	25
	7	6/1
	8	8
	9	15
	10	22
	11	29
	12	7/6
	13	13
	14	20
	15	27
後 期	16	9/21
	17	28
	18	10/5
	19	12
	20	19
	21	26
	22	11/2
	23	9
	24	16
	25	30
	26	12/7
	27	14
	28	21
	29	1/11
	30	18

2023年度「矯正・保護課程」/「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【瀬田学舎開講分】

開講学舎	瀬 田				
科 目 名	矯正・保護入門	矯正概論A	矯正概論B	矯正教育学A	矯正教育学B
単位数/受講時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間
担 当 者	浜井 浩一 他	青山 純	青山 純	谷口 隆志	谷口 隆志
開 講 期	後期	前期	後期	前期	後期
開講曜講時	月曜日 5講時	水曜日 4講時	水曜日 4講時	木曜日 5講時	木曜日 5講時
教 室	3-101	8-B101	8-B101	8-B101	8-B101
前 期		1 4/12		1 4/13	
		2 19		2 20	
		3 26		3 27	
		4 5/10		4 5/11	
		5 17		5 18	
		6 24		6 25	
		7 31		7 6/1	
		8 6/7		8 8	
		9 14		9 15	
		10 21		10 22	
		11 28		11 29	
		12 7/5		12 7/6	
		13 12		13 13	
		14 19		14 20	
		15 26		15 27	
後 期	1 9/25		1 9/20		1 9/21
	2 10/2		2 27		2 28
	3 9		3 10/4		3 10/5
	4 16		4 11		4 12
	5 23		5 25		5 19
	6 30		6 11/1		6 26
	7 11/6		7 8		7 11/2
	8 13		8 15		8 9
	9 20		9 22		9 16
	10 27		10 29		10 30
	11 12/4		11 12/6		11 12/7
	12 11		12 13		12 14
	13 18		13 20		13 21
	14 25		14 1/10		14 1/11
	15 1/15		15 17		15 18

開講学舎	瀬 田				
科 目 名	矯正社会学A	矯正社会学B	犯罪心理学A	犯罪心理学B	成人矯正処遇
単位数/受講時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間
担 当 者	山本 貴祐	山本 貴祐	松田 芳政	松田 芳政	小野 修
開 講 期	前期	後期	前期	後期	前期
開講曜講時	水曜日 5講時	水曜日 5講時	土曜日 1・2講時 (隔週開講)	土曜日 1・2講時 (隔週開講)	木曜日 5講時
教 室	8-102	8-102	2-多機能教室1	2-多機能教室1	3-101
前 期	1 4/12		1 5/27		1 4/13
	2 19		2 6/3		2 20
	3 26		3 10		3 27
	4 5/17		4 17		4 5/11
	5 24		5 24		5 18
	6 5/27(土曜日5講時)		6 7/1		6 25
	7 31		7 8		7 6/1
	8 6/7		8 15		8 8
	9 14		9 22		9 15
	10 21		10 29		10 22
	11 28		11 12/6		11 29
	12 7/5		12 13		12 7/6
	13 12		13 20		13 13
	14 19		14 1/10		14 20
	15 26		15 15(2講時のみ)		15 27
後 期		1 9/20		1 9/16	
		2 27		2 30	
		3 10/4		3 10/14	
		4 11		4 11/11	
		5 25		5 25	
		6 11/1		6 12/9	
		7 8		7 23	
		8 15		8 1/13(2講時のみ)	
		9 22			
		10 29			
		11 12/6			
		12 13			
		13 20			
		14 1/10			
		15 17			

2023年度「矯正・保護課程」/「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【瀬田学舎開講分】

開講学舎	瀬田											
科 目 名	更生保護概論A		更生保護概論B		更生保護制度		刑事司法と福祉		保護観察処遇		青少年問題	
単位数/受講時間	2単位/22.5時間		2単位/22.5時間		1単位/12時間		2単位/22.5時間		2単位/22.5時間		2単位/22.5時間	
担 当 者	宇戸 午朗		宇戸 午朗		寺戸 亮二		掛川 直之		歌原 拓人		津島 昌弘	
開 講 期	前期		後期		後期		後期		後期		後期	
開講曜講時	水曜日 3講時		水曜日 3講時		水曜日 3・4講時		月曜日 2講時		土曜日 3・4講時 (隔週開講)		火曜日 3講時	
教 室	4-209		4-209		8-102		3-207		2-103		8-B103	
前 期	1	4/12										
	2	19										
	3	26										
	4	5/10										
	5	17										
	6	24										
	7	31										
	8	6/7										
	9	14										
	10	21										
	11	28										
	12	7/5										
	13	12										
	14	19										
	15	26										
後 期			1	9/20	1	10/4	1	9/25	1	9/16	1	9/19
			2	27	2		10/2	2	26			
			3	10/4	3		9	3	10/3			
			4	11	4	11	4	16	4	30	4	10
			5	25	5		23	5	10/14	5	17	
			6	11/1	6	30	6	24				
			7	8	7	11/1	7	11/6	7	11/11	7	31
			8	15	8		13	8	11/7			
			9	22			9	20	9	25	9	14
			10	29			10	27	10		21	
			11	12/6			11	12/4	11	12/9	11	28
			12	13			12	11	12		12/5	
			13	20			13	18	13		12	
			14	1/10			14	25	14	23	14	19
			15	17			15	1/15	15		1/13 (3講時のみ)	15

Ⅲ. 特別研修講座「矯正・保護課程」／
「矯正・保護教育プログラム」
履修推奨モデル

特別研修講座「矯正・保護課程」／「矯正・保護教育プログラム」履修推奨モデル

学 年 開講セメ 学舎	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次
	1 セメ	2 セメ	3 セメ	4 セメ	5 セメ	6 セメ	7・8セメ
深草		矯正・ 保護入門	矯正概論 更生保護概論 矯正教育学		犯罪心理学（矯正心理学） 矯正社会学 被害者学 矯正・保護史		
			Ryukoku Criminology in English	犯罪学 更生保護制度	アディクション論 成人矯正処遇	保護観察処遇 矯正医学 青少年問題	
大宮					犯罪心理学（矯正心理学） 被害者学		
瀬田		矯正・ 保護入門	矯正概論A 更生保護概論A 矯正教育学A	矯正概論B 更生保護概論B 矯正教育学B 刑事司法と福祉	犯罪心理学A （矯正心理学A） 矯正社会学A 成人矯正処遇	犯罪心理学B （矯正心理学B） 矯正社会学B 保護観察処遇 青少年問題 更生保護制度	
共通		施 設 参 観					

IV. シラバス（講義概要・講義計画等）

注：人事異動等の関係で担当者や所属等が変更することがありますので、ご注意ください。

授 業 科 目	矯正・保護入門	2単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	浜 井 浩 一 龍谷大学法学部教授 他
授 業 テ ー マ	犯罪・非行の現場で働く人たちとその仕事			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉木曜日第5講時（後期） 〈瀬田学舎〉月曜日第5講時（後期）			

講義概要

現代日本の刑事政策上の大きな問題の一つに刑事司法の縦割りの弊害がある。犯罪者は警察に検挙され、検察に起訴され、裁判所で判決を受けて、刑務所に収容され、そこを仮釈放されると保護観察所で指導・監督を受ける。しかし、実は、これらの機関は独立して業務を遂行することが多く、あまり連携は進んでいない。そこで働く人たちもお互いのことを意外と知らない。特に、判決後を担当する矯正・保護の目的は犯罪者の更生であるが、判決まではあまり更生を意識しない。ここに、日本の司法が抱える大きな問題がある。矯正・保護に限らないが、効果的な犯罪者処遇を実施するためには、刑事司法全体の中でのそれぞれの機関の役割を理解することが不可欠である。

本科目は、少年司法を含む日本の刑事司法システム全体を概観することで、矯正・保護がそのどこに位置づけられ、どのような役割を果たすことが期待されているのかを理解することを目的とする。その際に、刑事司法システムの流れに沿って、それぞれの刑事司法機関ではたらく人とその仕事内容に焦点を当てることで具体的な仕事のイメージを描くことができるように講義を行う。具体的には、映像資料などを利用したり、卒業生などを外部講師として招いたりしながら警察で働く警察官、検察庁で働く検察官・検察事務官、裁判所で働く裁判官・裁判所書記官・事務官・家庭裁判所調査官、刑務官、保護観察官、法務教官・技官や児童相談所で働く人など、刑事司法機関等で働く人とその仕事内容を紹介する。

加えて、将来の職業選択の参考となるように、警察官等それぞれの採用試験や研修の仕組みなどについても併せて講義を行う。

講義計画

深草学舎

- 1回目 斎藤 司 日本の刑事司法（刑事手続を含む全体像を概観）
- 2回目 斎藤 司 警察と警察官の仕事
- 3回目 斎藤 司 検察とそこで働く人たちの仕事
- 4回目 福島 至 裁判所とそこで働く人たちの仕事
- 5回目 福島 至 弁護士の仕事
- 6回目 青山 純 刑事施設とそこで働く刑務官の仕事
- 7回目 西岡総一郎 保護観察所と保護観察官・保護司の仕事
- 8回目 西岡総一郎 刑事司法・少年司法を支えるボランティアの仕事
- 9回目 西岡総一郎 刑事司法・少年司法と連携する医療や福祉の仕事
- 10回目 井上 善幸 矯正施設におけるボランティアと宗教教誨（教誨師）
- 11回目 黒川雅代子 児童相談所や児童自立支援施設で働く人の仕事
- 12回目 古川原明子 少年司法の歴史と少年法
- 13回目 浜井 浩一 日本の少年非行・少年司法（少年審判を含む全体像を概観）
- 14回目 浜井 浩一 家庭裁判所とそこで働く裁判官や家庭裁判所調査官の仕事
- 15回目 浜井 浩一 少年鑑別所や少年院で働く法務教官・技官の仕事

瀬田学舎

- 1回目 斎藤 司 日本の刑事司法（刑事手続を含む全体像を概観）
- 2回目 斎藤 司 警察と警察官の仕事
- 3回目 斎藤 司 検察とそこで働く人たちの仕事
- 4回目 福島 至 裁判所とそこで働く人たちの仕事
- 5回目 福島 至 弁護士の仕事
- 6回目 青山 純 刑事施設とそこで働く刑務官の仕事
- 7回目 西岡総一郎 保護観察所と保護観察官・保護司の仕事
- 8回目 西岡総一郎 刑事司法・少年司法を支えるボランティアの仕事
- 9回目 西岡総一郎 刑事司法・少年司法と連携する医療や福祉の仕事
- 10回目 井上 善幸 矯正施設におけるボランティアと宗教教誨（教誨師）
- 11回目 黒川雅代子 児童相談所や児童自立支援施設で働く人の仕事
- 12回目 古川原明子 少年司法の歴史と少年法
- 13回目 浜井 浩一 日本の少年非行・少年司法（少年審判を含む全体像を概観）
- 14回目 浜井 浩一 家庭裁判所とそこで働く裁判官や家庭裁判所調査官の仕事
- 15回目 浜井 浩一 少年鑑別所や少年院で働く法務教官・技官の仕事

到達目標

刑事司法に関係する具体的な職業とその仕事の中身を通して、刑事司法の全体像を理解するとともに、将来の進路について具体的な選択肢を提供する。

講義方法

複数の担当者によるリレー講義形式で進めます。DVD等の動画を使って具体的な仕事の中身を中心に講義します。

授業時間外における予・復習等の指示

毎回講義終了後に配付プリント、講義ノートをもとに復習をおこない、要点をまとめておくこと。

系統的履修

矯正・保護課程の科目をより深く理解できるように準備した入門講座です。できるだけ早い段階で受講してください。

成績評価の方法

定期試験（100%）出席条件を確認した上で、主として定期試験で評価します。

※ 授業においては毎回出席を確認します。定期試験は、持込は犯罪白書等教科書・参考書のみ可で、その他コピー不可・レジュメ不可・ノート不可なので気をつけてください。

テキスト

法務省法務総合研究所『犯罪白書』

履修上の注意・担当者からの一言

具体的な職業を通して刑事司法を理解する科目ですが、進路の選択肢が見つかるかもしれません。それぞれの職業の階級や出世の方法などもこっそり教えます。

授 業 科 目	矯正概論	4 単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	木 村 昭 彦 元 高松矯正管区長 龍谷大学法学部客員教授
授 業 テ ー マ	矯正施設の組織と業務及び被収容者の処遇			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第3講時（通年）			

講義概要

犯罪のない明るい社会を作ることとは国民の悲願である。しかし、現実には毎日のように凶悪な犯罪記事が紙上をにぎわしており、犯罪などを撲滅するに至っていない。そこで、日本の安心・安全な社会を実現するために、各種政策が実施されている。

我が国の治安を支える刑事司法手続は、警察・検察・裁判・矯正・更生保護の分野から成り立っており、その内、矯正の役割は、被収容者を施設に収容し基本的な人権を尊重しつつ、その特性に応じた改善指導等の適切な矯正処遇を実施し、社会復帰を目指すことにある。特に、今は複雑な問題性を有する被収容者が多く、社会復帰に向けて専門的できめ細かな対応が求められています。これら矯正に期待された役割がどのような仕組みで展開されているのかを関係法令と実務に即した観点から解説したい。

講義計画

1回目	総論	16回目	刑事施設の優遇の措置
2回目	矯正の歴史	17回目	刑事施設の作業①
3回目	矯正の基本法	18回目	刑事施設の作業②
4回目	刑事施設の運営等	19回目	刑事施設の各指導①
5回目	刑事施設の収容手続等	20回目	刑事施設の各指導②
6回目	刑事施設の物品等の取扱い	21回目	刑事施設の外部交通①
7回目	刑事施設の領置金品	22回目	刑事施設の外部交通②
8回目	刑事施設の医療①	23回目	刑事施設の賞罰
9回目	刑事施設の医療②	24回目	刑事施設の不服申立
10回目	刑事施設の宗教・書籍	25回目	刑事施設の釈放等
11回目	刑事施設の規律秩序①	26回目	少年施設の役割①
12回目	刑事施設の規律秩序②	27回目	少年施設の役割②
13回目	刑事施設の矯正処遇①	28回目	矯正施設の組織・予算等
14回目	刑事施設の矯正処遇②	29回目	PFI施設の仕組・再犯防止の取組等
15回目	刑事施設の制限の緩和	30回目	矯正の収容動向と課題等

到達目標

刑事司法手続における矯正の役割と矯正施設・矯正業務全般の理解。

講義方法

矯正業務の理解を進めるために、できるだけ新しい関係資料等を活用して、また、矯正職員としての私自身の経験談を交えながら、分かりやすい講義にしたい。なお、質問や疑問等については、マナバのアンケート等を活用することによって、次の講義等の際、回答や解説を通して理解を深めることとする。

授業時間外における予・復習等の指示

矯正に関する基本法等を中心に矯正業務全般を扱うので、実際の矯正施設の運営と取組を理解するために、施設参観に参加していただきたい。

系統的履修

- ①成人矯正分野に関心のある方は、本科目を履修した後、「成人矯正処遇」を、少年矯正分野に関心のある方は、本科目を履修した後、「矯正教育学」「矯正社会学」「犯罪心理学」を履修することが望ましい。
- ②矯正職員を希望する方は成人矯正及び少年矯正の両分野を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポート試験（70%）、平常点（出席状況・態度等）及び施設参観（30%）。理論だけでなく実務に関する知識と取組を理解してもらいたいので、出席と施設参観を重視する。

テキスト

レジュメを配付

参考文献

法務総合研究所『犯罪白書』

履修上の注意・担当者からの一言

理論だけでなく、実務的な運用や視点等を中心とした解説が多くなることから、自分の目で矯正の現場をみていただきたい。特に、施設の運営や処遇場面等をみる機会は貴重なものとする。

授 業 科 目	矯正概論 A	2 単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	青 山 純 元 東京矯正管区長
授 業 テ ー マ	矯正の現状、刑事政策上の役割等			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第 4 講時（前期）			

講義概要

日本の犯罪者処遇（刑事政策）は、警察、検察、裁判、矯正、更生保護の各分野の取組によって成り立っており、その内、矯正は、犯罪者や非行少年の施設内での処遇を受け持っています。矯正施設では、施設内の規律及び秩序を維持する等して、施設の適正な運営を図り、また、被収容者の人権を尊重しつつ、その状況に応じた適切な処遇（例えば、受刑者や少年院の在院者であれば、改善更生及び円滑な社会復帰を図ることが目的）を行っています。

本講義においては、このような矯正の現状、刑事政策上の役割、今後の課題等について、歴史的な経緯も踏まえつつ、お話しします。

講義計画

次の事項について、15回に分けて講義。

- I 総論（3 回程度）
矯正の組織・被収容者処遇等のあらまし。
- II 歴史等（5 回程度）
組織の成り立ち等の歴史、現在の組織運営の基礎となる保安事故史や重要な裁判例など。
- III 平成期における改革・新法の制定経緯等（4 回程度）。
平成期における改革と新法（現行の刑事収容施設法・少年鑑別所法・少年院法）の制定の経緯と、新法（現行法）の趣旨概要等。
- IV 今日の課題の取組（3 回程度）
再犯防止の取組、令和期における刑法・少年法改正に伴う取組等。

到達目標

矯正施設のあらましと、刑事政策上の役割等の理解。

講義方法

配布する資料（講義時に配布する印刷物、又はManabaにより配布する資料。）、また、必要に応じてプロジェクト等により説明します。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要としません。ただし、夏季及び春季に計画される施設参観については、講義内容の具体的なイメージを把握するのに有効なので、参加するようにしてください。矯正施設は一般に馴染みがなく、「百聞は一見に如かず」です。

系統的履修

- ①成人矯正分野に関心のある方や刑務官等を希望する方は、本科目を履修した後、「矯正概論B」、「成人矯正処遇」を履修することが望ましい。
- ②少年矯正分野に関心のある方や法務教官を希望する方は、本科目を履修した後、「矯正教育学A・B」、「矯正社会学A・B」、「犯罪心理学A・B」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポート（70%）、平常点〈主に出席状況等〉（30%）。

テキスト

特にありません。

参考文献

犯罪白書等。必要に応じ、講義の際に随時紹介します。

履修上の注意・担当者からの一言

できるだけ皆さんと一緒に講義を進めたいと思いますので、質問や疑問に思うことがあれば遠慮なく申し出てください。

授 業 科 目	矯正概論 B	2 単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	青 山 純 元 東京矯正管区長
授 業 テ ー マ	刑事施設の運営と被収容者の処遇			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第 4 講時（後期）			

講義概要

日本の犯罪者処遇（刑事政策）は、警察、検察、裁判、矯正、更生保護の各分野の取組によって成り立っており、その内、矯正は、犯罪者や非行少年の施設内での処遇を受け持っています。矯正施設では、施設内の規律及び秩序を維持する等して、施設の適正な運営を図り、また、被収容者の人権を尊重しつつ、その状況に応じた適切な処遇（例えば、受刑者であれば、その資質及び環境に応じ、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることが目的）を行っています。

本講義においては、このような矯正の取組のうち、成人矯正を担う刑事施設における施設の運営と被収容者（受刑者・未決拘禁者等）の処遇を中心として、その現状や今後の課題等について、お話しします。

講義計画

刑事施設の運営、被収容者処遇等の全般について、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（刑事収容施設法）の規定と実務の運用など。次の事項について、15回に分けて講義。

- I 刑事収容施設法の概要
- II 未決拘禁者の処遇（施設内での処遇、弁護士との外部交通、裁判出廷等）
- III 受刑者の処遇（作業、改善指導、教科指導、宗教行為、優遇・制限緩和、外部交通、社会復帰支援、余暇活動の援助等）
- IV その他の処遇等（書籍等閲覧、規律及び秩序の維持、不服申立、釈放・死亡、死刑確定者の処遇等）

到達目標

刑事施設の運営及び被収容者の処遇の理解。

講義方法

配布する資料（講義時に配布する印刷物、又はManabaにより配布する資料。）、また、必要に応じてプロジェクタ等により説明します。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要としません。ただし、夏季及び春季に計画される施設参観については、講義内容の具体的なイメージを把握するのに有効なので、参加するようにしてください。矯正施設は一般に馴染みがなく、「百聞は一見に如かず」です。

系統的履修

- ①成人矯正分野に関心のある方や刑務官等を希望する方は、本科目を履修した後、「成人矯正処遇」を履修することが望ましい。
- ②少年矯正分野に関心のある方や法務教官を希望する方は、本科目を履修した後、「矯正教育学A・B」、「矯正社会学A・B」、「犯罪心理学A・B」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポート（70%）、平常点〈主に出席状況等〉（30%）。

テキスト

特にありません。

参考文献

犯罪白書等。必要に応じ、講義の際に随時紹介します。

履修上の注意・担当者からの一言

できるだけ皆さんと一緒に講義を進めたいと思いますので、質問や疑問に思うことがあれば遠慮なく申し出てください。

授 業 科 目	矯正教育学	4 単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	浪速少年院次長
授 業 テ ー マ	少年院における矯正教育			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉土曜日第 1 ・ 2 講時（通年 隔週開講）			

講義概要

少年非行の諸相とともに少年院で行われている教育の目的・方法・実際等について講義します。

講義計画

- 1・2回目 少年院の歴史と少年法の俯瞰
- 3・4回目 少年非行の動向と態様
- 5・6回目 少年院における矯正教育の目的と方法
- 7・8回目 矯正教育における対象者とその理解
- 9・10回目 矯正教育課程
- 11・12回目 個人別矯正教育計画
- 13・14回目 特定少年の位置付け等
- 15・16回目 矯正教育の内容①（生活指導、教科指導、体育指導）
- 17・18回目 矯正教育の内容②（職業指導、特別活動指導）
- 19・20回目 矯正教育の環境等（寮・集団生活、規律の維持等）
- 21・22回目 矯正教育における評価
- 23・24回目 社会復帰支援①（修学支援、就労支援）
- 25・26回目 社会復帰支援②（帰住調整、医療・療養等）
- 27・28回目 法務教官等の基本的役割
- 29・30回目 少年非行を取り巻く諸相の変化と今後の矯正教育の展望

到達目標

少年非行の概要と少年院の処遇全般について理解する。

講義方法

講義形式。パワーポイントも活用する。資料は随時配布。

授業時間外における予・復習等の指示

予・復習は必要ありません。少年司法に関するニュース等に関心を持ってアクセスしたり閲覧することを希望します。

系統的履修

少年矯正に関心のある方は、予め「矯正概論」を履修すると理解しやすいと思います。また、「矯正社会学」及び「犯罪心理学」を本科目受講後に履修すると良いと思います。

成績評価の方法

平常点（出席状況）30点、レポート 70点（期末）

テキスト

特にありません。

参考文献

特にありません。

履修上の注意・担当者からの一言

- ①参考書籍等は、授業中（又は資料中）に随時紹介します。
- ②学習状況や理解状況を見て、シラバス計画の順番を入れ替えることもあります。

授 業 科 目	矯正教育学 A	2 単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	谷 口 隆 志 元 交野女子学院長
授 業 テ ー マ	矯正教育・総論			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉木曜日第 5 講時（前期）			

講義概要

矯正教育は刑事政策・福祉政策の分野に属するものの、犯罪・非行少年が健全な大人として、変容、成長して行くことを目的とし、目指す限りにおいて、優れて教育の分野における意義と意味は深いといわれる。

犯罪・非行少年の実情やその教育の内容・方法の実情に触れ、矯正教育の目的、意義、体系について理解する。

講義計画

- 1 回目 矯正教育とは
- 2 回目 矯正施設とは
- 3 回目 成人事件の流れ
- 4 回目 犯罪の態様・動向
- 5 回目 刑事施設における矯正指導
- 6 回目 少年保護制度の歴史・沿革、子供に関する条約、拘禁に関する国際基準等
- 7 回目 少年事件の流れ
- 8 回目 非行少年の態様・変化
- 9 回目 少年院等の収容動向等
- 10 回目 少年鑑別所における健全な育成のための支援
- 11 回目 少年院における矯正教育（1）
- 12 回目 少年院における矯正教育（2）
- 13 回目 少年院における矯正教育（3）
- 14 回目 少年院における矯正教育（4）
- 15 回目 まとめ

到達目標

少年法、少年院法を紹介し、矯正教育という用語の理解をしてもらう。

講義方法

パワーポイント、各種資料による説明及び講義レジュメを配付の上、実施する。

授業時間外における予・復習等の指示

パワーポイントの資料を配付し、復習に役立てる。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、先に「矯正概論A・B」を履修することが望ましい。また、本科目を履修した後、「矯正教育学B」を受講し、「矯正社会学A・B」「犯罪心理学A・B」の履修をおすすめる。

成績評価の方法

平常点〈出席状況等〉（30%）、レポート（70%）。

テキスト

資料を配付いたします。

参考文献

法務省矯正研修所編『研修教材 矯正教育学』（矯正協会）、法務省法務総合研究所編『犯罪白書』、法務省『新しい少年院法と少年鑑別所法』（矯正協会）

履修上の注意・担当者からの一言

非行少年にかかわるという業務の特殊性から、ともすると少年院における教育の体系を社会に説明し、また発信することに積極的でなかったため、必ずしも矯正教育の内容が世間に正しく伝えられていなかったきらいがなくはないと思います。

この講義を通じて、矯正教育への理解者がひとりでも多く増えることを願うしだいです。

授 業 科 目	矯正教育学B	2単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	谷 口 隆 志 元 交野女子学院長
授 業 テ ー マ	少年院における矯正教育・各論			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉木曜日第5講時（後期）			

講義概要

矯正教育は刑事政策・福祉政策の分野に属するものの、犯罪・非行少年が健全な大人として、変容、成長して行くことを目的とし、目指す限りにおいて、優れて教育の分野における意義と意味は深いといわれる。

矯正教育の目的、意義、体系について理解するとともに、犯罪・非行少年の実情やその教育の内容・方法の実情に触れ、矯正教育課程の教育機能性や意味についての考察を行う。

講義計画

- 1回目 矯正教育とは、矯正施設とは
- 2回目 成人事件、少年事件の流れ
- 3回目 犯罪・非行の態様・動向（1）
- 4回目 犯罪・非行の態様・動向（2）
- 5回目 刑事施設の矯正指導、少年鑑別所における健全な育成のための支援
- 6回目 少年院とは、少年院のアウトライン
- 7回目 矯正教育の主体と客体
法務教官とは、法務教官になろう！
- 8回目 教育の計画（学校と矯正の比較）
- 9回目 矯正教育の内容・実施
- 10回目 生活指導（1）
- 11回目 生活指導（2）
- 12回目 職業指導
- 13回目 教科指導、体育指導、特別活動指導
- 14回目 少年院における教育評価
- 15回目 少年院における矯正教育まとめ

到達目標

少年院における矯正教育の教育内容及び方法並びに教育評価について、理解してもらう。

講義方法

パワーポイント、各種資料による説明及び講義レジュメを配付の上、実施する。

授業時間外における予・復習等の指示

パワーポイントの資料を配付し、復習に役立てる。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、先に「矯正概論A・B」「矯正教育学A」を履修することが望ましい。また、本科目を履修した後、「矯正社会学A・B」「犯罪心理学A・B」の履修もおすすめする。

成績評価の方法

平常点〈出席状況等〉（30%）、レポート（70%）。

テキスト

資料を配付いたします。

参考文献

法務省矯正研修所編『研修教材 矯正教育学』、法務省『新しい少年院法と少年鑑別所法』（矯正協会）、『少年院教育はどのように行われているか』（矯正協会）。

履修上の注意・担当者からの一言

非行少年にかかわるという業務の特殊性から、ともすると少年院における教育の体系を社会に説明し、また発信することに積極的でなかったため、必ずしも矯正教育の内容が世間に正しく伝えられていなかったきらいがなくはないと思います。

この講義を通じて、矯正教育への理解者がひとりでも多く増えることを願うしだいです。

授 業 科 目	矯正社会学	4 単位 (本学学生) / 45時間 (社会人等)	担 当 者	山 本 貴 祐 元 四国少年院長
授 業 テ ー マ	少年院の社会的役割と実情			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第3講時（通年）			

講義概要

前半は、少年非行、少年保護制度、少年矯正施設（主に少年院）の実情を紹介した上で、社会における少年院の役割について考察します。また、犯罪社会学の諸理論を概説した上で、それらに基づく犯罪者・非行少年処遇の在り方についても考察します。

後半は、矯正施設（主に少年院）における被収容者（主に在院者）と職員（主に法務教官）の関わりを社会学的視点で考察するとともに、少年院の処遇について批判的に検討します。

講義計画

第1回	犯罪者処遇における矯正施設の役割Ⅰ	第16回	少年院在院者の特徴
第2回	犯罪者処遇における矯正施設の役割Ⅱ	第17回	矯正施設内の諸集団の特徴
第3回	少年保護制度Ⅰ	第18回	少年院における集団内・集団間相互作用
第4回	少年保護制度Ⅱ	第19回	矯正施設の文化的特徴
第5回	少年保護制度Ⅲ	第20回	法務教官という職業の特徴
第6回	統計から見る日本の少年犯罪・少年非行Ⅰ	第21回	少年院の逆機能と潜在的機能
第7回	統計から見る日本の少年犯罪・少年非行Ⅱ	第22回	少年院における秩序維持Ⅰ
第8回	社会は少年院・少年院出院者をどう見ているか	第23回	少年院における秩序維持Ⅱ
第9回	教育機関としての少年院の特徴Ⅰ	第24回	少年院教育の構造
第10回	教育機関としての少年院の特徴Ⅱ	第25回	少年院在院者の変容過程Ⅰ
第11回	犯罪被害者と矯正施設	第26回	少年院在院者の変容過程Ⅱ
第12回	矯正施設と社会とのつながり	第27回	少年院における指導の過程Ⅰ
第13回	逸脱と統制の社会学Ⅰ	第28回	少年院における指導の過程Ⅱ
第14回	逸脱と統制の社会学Ⅱ	第29回	少年院における成績評価の役割と機能
第15回	逸脱と統制の社会学Ⅲ	第30回	少年院出院者の更生と再犯

到達目標

矯正施設の社会的役割や少年非行問題の実状、少年院処遇や法務教官の役割について理解できるようになる。

講義方法

講義形式が中心ですが、受講者に意見を求めたり、受講者からの質問に答えたりしながら、双方向のやりとりで進めていきます。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありませんが、講義中に講義内容に関連する資料や次回までに目を通しておくべき資料を配付することがあるので、それを基に予・復習し、講義に臨むようにして下さい。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、本科目を履修する前に「矯正概論」を履修することが望ましい。また、本科目とともに、「矯正教育学」「犯罪心理学」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポートでの評価を主とし、出席状況や受講態度を加味します。

テキスト

特になし。

参考文献

講義中に適宜紹介します。

履修上の注意・担当者からの一言

矯正施設の中でも主に少年院に関する講義が中心となります。

時事的な話題も適宜取り上げながら、対話型の授業にしたいと思いますので、受け身ではなく、常に疑問を持って講義に臨んでください。

授 業 科 目	矯正社会学 A	2 単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	山 本 貴 祐 元 四国少年院長
授 業 テ ー マ	少年保護制度と少年院の社会的役割			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第 5 講時（前期）			

講義概要

少年非行、少年保護制度、少年矯正施設（主に少年院）の実状を紹介した上で、社会における少年院の役割について考察します。また、犯罪社会学の諸理論を概説した上で、それらに基づく犯罪者・非行少年処遇の在り方についても考察します

講義計画

- 第 1 回 犯罪者処遇における矯正施設の役割Ⅰ
- 第 2 回 犯罪者処遇における矯正施設の役割Ⅱ
- 第 3 回 少年保護制度Ⅰ
- 第 4 回 少年保護制度Ⅱ
- 第 5 回 少年保護制度Ⅲ
- 第 6 回 統計から見る日本の少年犯罪・少年非行Ⅰ
- 第 7 回 統計から見る日本の少年犯罪・少年非行Ⅱ
- 第 8 回 社会は少年院・少年院出院者をどう見ているか
- 第 9 回 教育機関としての少年院の特徴Ⅰ
- 第10回 教育機関としての少年院の特徴Ⅱ
- 第11回 犯罪被害者と矯正施設
- 第12回 矯正施設と社会とのつながり
- 第13回 逸脱と統制の社会学Ⅰ
- 第14回 逸脱と統制の社会学Ⅱ
- 第15回 逸脱と統制の社会学Ⅲ

到達目標

少年矯正施設（少年院、少年鑑別所）を中心として、幅広い視点から矯正施設の社会的役割や少年非行問題の実状について理解できるようになる。

講義方法

講義形式が中心ですが、受講者に意見を求めたり、受講者からの質問に答えたりしながら、双方向のやりとりを進めていきます。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありませんが、講義中に講義内容に関連する資料や次回までに目を通しておくべき資料を配付することがあるので、それを基に予・復習し、講義に臨むようにして下さい。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、先に「矯正概論A・B」を履修することが望ましい。また、本科目を履修した後、「矯正社会学B」を受講し「矯正教育学A・B」「犯罪心理学A・B」も履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポートでの評価を主とし、出席状況や受講態度を加味します。

テキスト

特にありません。

参考文献

講義中に適宜紹介します。

履修上の注意・担当者からの一言

矯正施設の中でも主に少年院に関する講義が中心となります。

時事的な話題も適宜取り上げながら、対話型の授業にしたいと思いますので、受け身ではなく、常に疑問を持って講義に臨んでください。

授 業 科 目	矯正社会学 B	2 単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	山 本 貴 祐 元 四国少年院長
授 業 テ ー マ	少年院における法務教官と在院少年			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第 5 講時（後期）			

講義概要

矯正施設（主に少年院）における被収容者（主に在院者）と職員（主に法務教官）の関わりを社会学的視点で考察するとともに、少年院の処遇について批判的に検討します。

講義計画

- 第 1 回 少年院在院者の特徴
- 第 2 回 矯正施設内の諸集団の特徴
- 第 3 回 少年院における集団内・集団間相互作用
- 第 4 回 矯正施設の文化的特徴
- 第 5 回 法務教官という職業の特徴
- 第 6 回 少年院の逆機能と潜在的機能
- 第 7 回 少年院における秩序維持Ⅰ
- 第 8 回 少年院における秩序維持Ⅱ
- 第 9 回 少年院教育の構造
- 第10回 少年院在院者の変容過程Ⅰ
- 第11回 少年院在院者の変容過程Ⅱ
- 第12回 少年院における指導の過程Ⅰ
- 第13回 少年院における指導の過程Ⅱ
- 第14回 少年院における成績評価の役割と機能
- 第15回 少年院出院者の更生と再犯

到達目標

少年院処遇や法務教官の役割について理解できるようになる。

講義方法

講義形式が中心ですが、受講者に意見を求めたり、受講者からの質問に答えたりしながら、双方向のやりとりで進めていきます。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありませんが、講義中に講義内容に関連する資料や次回までに目を通しておくべき資料を配付することがあるので、それを基に予・復習し、講義に臨むようにして下さい。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、先に「矯正概論A・B」「矯正社会学A」を履修することが望ましい。また、本科目とともに「矯正教育学A・B」「犯罪心理学A・B」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポートでの評価を主とし、出席状況や受講態度を加味します。

テキスト

特にありません。

参考文献

講義中に適宜紹介します。

履修上の注意・担当者からの一言

教育学や社会学関係の大学研究者たちのグループが少年院で行ったフィールド調査など過去の研究成果を参考にしつつ、自身の少年院での実務経験を踏まえ、少年院で行われている教育を社会学的視点で考察したいと思います。

対話型の授業にしたいと思いますので、受け身ではなく、常に疑問を持って講義に臨んでください。

授 業 科 目	犯罪心理学 (旧科目名：矯正心理学)	4 単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	安 田 潔 元 神戸少年鑑別所長
授 業 テ ー マ	犯罪者の心理と対策			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉火曜日第2講時（通年） 〈大宮学舎〉木曜日第2講時（通年）			

講義概要

「犯罪」と「心理学」が出会う時、そこにどんな世界が見えてくるのでしょうか。
犯罪現象・犯罪者に対する様々な心理学的アプローチを概観し、矯正施設の現場で使われている心理学についても実践体験を交えてお話します。

講義計画

1. 犯罪心理学の3領域～捜査・司法・矯正
 - 1回目 概説・刑事司法手続と心理学
 - 2回目 捜査・司法の心理学
2. 「心の見立て」の基礎
 - 3回目 知能
 - 4回目 性格 (パーソナリティ障害、サイコパス)
 - 5回目 精神疾患 (責任能力・拘禁反応)
 - 6回目 身体疾患と犯罪非行
3. 犯罪非行に係る問題
 - 7回目 発達障害の心理
 - 8回目 摂食障害の心理
 - 9回目 ひきこもりの心理
 - 10回目 家庭の問題
4. 犯罪理解の基礎
 - 11回目 犯罪とは何か (なぜ日本は治安がよいのか。)
 - 12回目 社会学の観点1
 - 13回目 社会学の観点2
 - 14回目 社会と犯罪1 (社会が犯罪を作る。)
 - 15回目 社会と犯罪2 (誰もが犯罪者となり得る。)
5. 犯罪現象 (心理学の観点から検討)
 - 16回目 精神分析学の観点1 (怨みの心理学・アドラー心理学)
 - 17回目 精神分析学の観点2 (犯罪の動機)
 - 18回目 少年非行 (発達と非行)
 - 19回目 非行理論
 - 20回目 成人犯罪 (高齢犯罪者、累犯障害者)
 - 21回目 犯罪被害者への対応
 - 22回目 財産犯
 - 23回目 生命犯1 (人はなぜ人を殺すのか)
 - 24回目 生命犯2 (事例から見る殺人の心理)
 - 25回目 性犯
 - 26回目 薬物犯 (治療の在り方)
6. 矯正現場の心理学
 - 27回目 少年鑑別所での鑑別手続 (精神鑑定)
 - 28回目 心理検査・面接調査
 - 29回目 処遇選択 (矯正と福祉)
7. まとめ
 - 30回目 補充とその他のトピックス

到達目標

犯罪を理解し考察するための心理学的知識を身に付ける。

講義方法

授業内容に関するレジュメ等の配付資料により講義形式で行います。

授業時間外における予・復習等の指示

予習については、講義の終わりに次回のテーマを提示しますので、それに沿って考えておいて下さい。復習については、配付資料と講義中に紹介した参考図書等によるものとします。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、本科目を履修する前に「矯正概論」を履修することが望ましい。また、本科目とともに「矯正教育学」「矯正社会学」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

平常点 (出席・参加状況) (60%)、レポート (40%)。適宜小レポートの提出を求めます。

テキスト

特にありません。

参考文献

『テキスト 司法・犯罪心理学』(北大路書房)、『犯罪白書』(法務総合研究所)

履修上の注意・担当者からの一言

本講義では単なる教科書的理解にとどまることなく、実際の事例に即して説明する機会がしばしば生じます。テーマはいくつかのブロックに分かれていますが、前期で解説した基礎知識が後半の評議を理解するには欠かせないなど、お互いに連動しているので注意してください。

授 業 科 目	犯罪心理学A (旧科目名：矯正心理学A)	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	松 田 芳 政 大津少年鑑別所長
授 業 テ ー マ	犯罪心理学 基礎			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第 1 ・ 2 講時（前期 隔週開講）			

講義概要

法務省心理技官の視点から、犯罪に関する理論上・制度上の枠組みを実務に沿って概説する。

講義計画

- 1 犯罪の動向
- 2 犯罪者の処遇～刑事施設を中心に
- 3 少年非行の動向
- 4 非行少年の処遇～少年鑑別所・少年院を中心に
- 5 犯罪・非行理論（生物学的、社会学的、心理学的、発達の視点等）
- 6 再犯・再非行の動向
- 7 犯罪・非行のリスク、再犯に関する理論的枠組み

到達目標

犯罪者処遇に関する理論上・制度上の枠組みを把握する。

講義方法

パワーポイント等、「目で見てわかる」映像資料をメインとした講義を行う。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありません。

系統的履修

法務教官等、少年矯正に関心のある方は、本科目を履修した後、「犯罪心理学B」を受講し、併せて「矯正教育学A・B」、「矯正社会学A・B」も履修することが望ましい。

成績評価の方法

平常点（出席・受講態度等）〈50%〉及びレポート〈50%〉により評価します。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所『犯罪白書』、法務省矯正研修所編『矯正心理学 増補改訂版』（矯正協会）、森丈弓・荒井崇史・嶋田美和・大江由香・杉浦希・角田亮共著『司法・犯罪心理学』（サイエンス社）、岡本英生・松原英世・岡邊健著『犯罪学リテラシー』（法律文化社）、河野莊子・岡本英生編『コンパクト司法・犯罪心理学』（北大路書房）等

履修上の注意・担当者からの一言

理論上や制度上のことは丁寧に説明しつつ、少年施設、刑事施設の勤務経験を踏まえ、矯正施設の実情等についても折に触れて話をしたいと思います。法務省関係のほか、教育、福祉等の分野で犯罪や非行をした人に関わる仕事が想定される職業に就く方にも役に立つものと考えています。

授 業 科 目	犯罪心理学B (旧科目名：矯正心理学B)	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	松 田 芳 政 大津少年鑑別所長
授 業 テ ー マ	犯罪心理学 各論			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第 1 ・ 2 講時（後期 隔週開講）			

講義概要

法務省心理技官の視点から、犯罪・非行理解のための各論を具体例を織り交ぜつつ概説する。

講義計画

- 1 精神障害（知的障害、発達障害、人格障害、摂食障害等）と犯罪・非行
- 2 虐待と非行、アディクション（物質、過程、関係依存等）
- 3 自殺・自傷
- 4 犯罪・非行臨床における心理アセスメント（面接、心理検査、行動観察等）
- 5 犯罪・非行（窃盗、暴力、性、薬物等）の心理機制
- 6 矯正における心理療法的な関わり（行動療法、認知行動療法、カウンセリング等）

到達目標

犯罪の背景にある臨床心理的事項を把握する。

講義方法

パワーポイント等、「目で見てわかる」映像資料をメインとした講義を行う。

授業時間外における予・復習の指示

特にありません。

系統的履修

本講義は、犯罪者処遇に関する理論上・制度上の枠組みを理解している前提で話を進めていくことから、本科目に先立って、「犯罪心理学A」を受講することが望ましい。併せて、法務教官等、少年矯正に関心のある方は、「矯正教育学A・B」、「矯正社会学A・B」も履修することも望ましい。

成績評価の方法

平常点（出席・受講態度等）〈50%〉及びレポート〈50%〉により評価します。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所『犯罪白書』、法務省矯正研修所編『矯正心理学 増補改訂版』（矯正協会）、森丈弓・荒井崇史・嶋田美和・大江由香・杉浦希・角田亮共著『司法・犯罪心理学』（サイエンス社）、岡本英生・松原英世・岡邊健著『犯罪学リテラシー』（法律文化社）、河野莊子・岡本英生編『コンパクト司法・犯罪心理学』（北大路書房）等

履修上の注意・担当者からの一言

犯罪・非行という行動を理解するたの臨床的な視点について、少年施設、刑事施設の勤務経験を踏まえ、矯正施設の実情等にも触れながら話をしたいと思います。法務省関係のほか、教育、福祉等の分野で犯罪や非行をした人に関わることが想定される職業に就く方にも役に立つものと思っております。

授 業 科 目	矯正医学 ※社会人受講生はオンライン受講可	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) (社会人等)	担 当 者	定 本 ゆきこ 京都少年鑑別所医務課長（精神科）
授 業 テ ー マ	矯正施設における医療について			市 川 昌 孝 大阪医療刑務所医療部長
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第 4 ・ 5 講時（後期 隔週開講）			中 野 温 子 浪速少年院医務課長

講義概要

矯正施設における医療とはどのようなものなのか、どのようなものであるべきなのか。実際に矯正施設で働く現役医務官が講義します。刑務所、少年院、少年鑑別所で行われている医療の現状と浮かび上がる問題点、対象となる疾患の特徴等を示し、矯正医療への理解を深めて頂きたいと思います。成人矯正医学（6回）を市川が、少年矯正医学（9回）を定本と中野が担当します。

講義計画

- 1 ・ 2 回目：少年鑑別所の機能と精神医学から見た非行のメカニズム～発達障害、虐待を中心に（定本）
- 3 ・ 4 回目：精神医学概論とメンタルヘルス、女性における非行・犯罪について（定本）
- 5 回目：外部講師による講演〈薬物依存当事者と支援者の予定〉（定本）
- 6 ・ 7 回目：アルコール依存、薬物依存について（中野）
- 8 ・ 9 回目：少年院における矯正医療（中野）
- 10 ・ 11 回目：矯正医療を理解するために（市川）
- 12 ・ 13 回目：感染症（COVID-19・インフルエンザ・ノロウイルス・結核・肝炎・HIV等）（市川）
- 14 ・ 15 回目：覚せい剤・薬物依存・神経発達症・人格障害・認知症・摂食障害・医師から見た矯正施設等（市川）

到達目標

矯正医療の存在意識を理解し、現状の概要を認識することを到達目標とします。

講義方法

パワーポイントもしくはLibre Officeによる資料を使いながら、分かりやすい説明に努め講義します。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありません。

成績評価の方法

レポート（各講師に1本ずつ提出し、計3本で100%とし）により評価します。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所編『犯罪白書』（国立印刷局）
『矯正医療』（矯正協会）

履修上の注意・担当者からの一言

矯正医療を理解するためには医学的知識が不可欠になる点も多く、講義に医学的な内容が多く盛り込まれることをご理解下さい。

授 業 科 目	成人矯正処遇	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	小 野 修 元 大阪刑務所長
授 業 テ ー マ	刑事施設（刑務所）においていかなる処遇が展開されているか			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第4 講時（前期） 〈瀬田学舎〉木曜日第5 講時（前期）			

講義概要

「成人矯正処遇」は、成人矯正施設（刑事施設）における処遇を指す。刑事施設は、受刑者に対し、所定の刑罰を執行するとともに、その執行期間の中で、彼らが二度と罪を犯すことのないよう矯正処遇を実施している。この施設内処遇として矯正処遇が、いま、いかなる理論に基づいて、どのように展開されているかについて解説していく。

講義計画

- | | |
|----------|---------------|
| 1 回目 | I はじめに |
| 2 回目 | 1. 「成人矯正処遇」とは |
| 3 回目 | 2. 犯罪者から受刑者へ |
| 4 回目 | 3. 刑事施設と地域社会 |
| 5 回目 | II 矯正処遇の展開 |
| 6 回目 | 1. 受刑者処遇の原則 |
| 7 回目 | 2. 処遇要領 |
| 8 回目 | 3. 集団処遇 |
| 9 回目 | 4. 制限の緩和と優遇措置 |
| 10～12 回目 | 5. 作業 |
| 13 回目 | 6. 各種指導 |
| 14 回目 | 7. 保健衛生及び医療 |
| 15 回目 | III おわりに |

到達目標

刑事施設に収容された受刑者の矯正処遇の目的と原則の理解をめざす。

講義方法

あらかじめ配付するレジュメに基づき、説明する。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要としない。ただ、授業終了後の夏季及び春季に計画される施設参観にはぜひとも参加するようにしていただきたい。

系統的履修

成人矯正分野に関心のある方や刑務官等を希望する方は、本科目を履修する前に、「矯正概論（A・B）」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポート（70%）、平常点（出席状況・態度等）（30%）。実務家としての体験を生かした解説が中心となるので、出席状況を重視したい。また、実際の処遇場面を見聞することは非常に有意義と考えるので、施設参観にはぜひとも参加してもらいたい。

テキスト

レジュメを配付するので、講義時には必ず持参のこと。

参考文献

（法曹時報・抜刷）『矯正の現状』、鴨下守孝著『受刑者処遇読本』（小学館集英社プロダクション）、法務総合研究所『犯罪白書』、矯正協会『刑政』。

履修上の注意・担当者からの一言

質問は大いに歓迎する。

授 業 科 目	保護観察処遇	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	福 西 毅 奈良保護観察所企画調整課長
授 業 テ ー マ	保護観察の実際			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉土曜日第3・4講時（後期 隔週開講）			

講義概要

我が国の更生保護制度は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けることによって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としています。

本講義では、刑事司法の一翼を担っている更生保護制度を体系的に紹介しながら、現在、保護観察所で行われている保護観察処遇の実際について紹介します。

講義計画

1 回目	更生保護概説 (1)	刑事司法における更生保護
2 回目	更生保護概説 (2)	仮釈放等
3 回目	更生保護概説 (3)	生活環境の調整
4 回目	保護観察総説 (1)	保護観察の意義
5 回目	保護観察総説 (2)	少年に対する保護観察
6 回目	保護観察総説 (3)	成人に対する保護観察
7 回目	保護観察処遇の実際 (1)	専門的処遇プログラム
8 回目	保護観察処遇の実際 (2)	薬物事犯対象者の処遇
9 回目	保護観察処遇の実際 (3)	住居の確保
10 回目	保護観察処遇の実際 (4)	就労支援
11 回目	保護観察処遇の実際 (5)	福祉との連携
12 回目	保護観察処遇の実際 (6)	社会貢献活動
13 回目	犯罪被害者施策	
14 回目	心神喪失者等医療観察制度	
15 回目	まとめ	課題と展望

到達目標

更生保護制度の意義をふまえた上で実際に行われている保護観察処遇について知ること。

講義方法

レジュメや資料に基づき、講義を中心に進めます。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありません。

系統的履修

更生保護分野に関心のある方や保護観察官等を希望する方は、本科目を履修する前に、「更生保護概論」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

期末にレポート提出を求める。平常点（出席状況・受講後の感想文等）と合わせて評価する。

※レポート（60%）、平常点（40%）。

テキスト

なし。

参考文献

最新社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座10 刑事司法と福祉
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集（中央法規出版株式会社）
法務総合研究所『令和4年版犯罪白書』（法務総合研究所）

履修上の注意・担当者からの一言

保護観察における「処遇」が、どのような考えの下で、具体的にどのように行われているのかについてわかりやすく講義したい。

授 業 科 目	保護観察処遇	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	歌 原 拓 人 近畿地方更生保護委員会 審査部門調整指導官
授 業 テ ー マ	保護観察処遇の理論と実際			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第 3 ・ 4 講時（後期 隔週開講）			

講義概要

我が国の更生保護制度は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会の中で適切に働きかけることにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、それらの者が自立し立ち直ることを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進することを目的としており、具体的には、保護観察や生活環境の調整、恩赦や犯罪予防活動などがあります。

保護観察は、国家公務員である保護観察官と民間ボランティアである保護司との協働態勢により、面接などを通じて、保護観察対象者に対する指導監督や補導援護を行っています。

本講義では、更生保護制度の理論を押さえつつ、保護観察処遇上の様々な施策や実際の処遇の状況について、事例を交えながら、その課題や対応策について考察するとともに、平成28年12月に公布された再犯防止推進法や平成29年12月に策定された再犯防止推進計画等、更生保護における最新の情勢等について、分かりやすく紹介します。

講義計画

1 回目	保護観察概説（1）	刑事司法における更生保護の役割と位置付け
2 回目	保護観察概説（2）	保護観察の種類・方法・実施体制等
3 回目	保護観察処遇概説（1）	保護観察における指導監督
4 回目	保護観察処遇概説（2）	保護観察における補導援護と更生緊急保護
5 回目	保護観察処遇の実際（1）	仮釈放等制度と生活環境の調整
6 回目	保護観察処遇の実際（2）	プログラム処遇と薬物事犯者対策
7 回目	保護観察処遇の実際（3）	就労支援と住居の確保、社会貢献活動
8 回目	保護観察処遇の実際（4）	福祉との連携・更生保護における犯罪被害者等施策
9 回目	保護観察処遇の実際（5）	事例研究（1）少年に対する保護処分
10 回目	保護観察処遇の実際（6）	事例研究（2）刑事処分
11 回目	保護観察処遇の実際（7）	事例研究（3）就労支援
12 回目	保護観察処遇の実際（8）	事例研究（4）住居の確保
13 回目	保護観察処遇の実際（9）	事例研究（5）高齢・障がい者への対応
14 回目	保護観察処遇の実際（10）	事例研究（6）恩赦、入口支援
15 回目	更生保護を取り巻く新たな流れ	再犯防止推進法・推進計画等

到達目標

刑事司法制度における更生保護の位置づけや役割を理解し、現状や課題を通して、社会内処遇の在り方について一定の考え方を持てるようになることを目標とします。

講義方法

担当者作成のレジュメや資料に基づき、担当者からの講義を中心に進めていく予定です。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要ありません。

系統的履修

更生保護分野に関心のある方や保護観察官等を希望する方は、本科目を履修する前に、「更生保護概論 A・B」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポート80%、平常点（出席状況・態度・積極的発言等）20%

テキスト

受講時に配付します。

参考文献

「令和4年版犯罪白書」「令和4年版再犯防止推進白書」（法務総合研究所）

履修上の注意・担当者からの一言

人口減少の昨今において、犯罪の認知件数、検挙人員も減少しつつある中、再犯者数は依然高水準であり、再犯の防止は政府全体の喫緊の課題となっています。このような中、平成28年12月に公布された再犯防止推進法や「同法律に基づく」再犯防止推進計画、令和3年度からの「満期釈放者対策」の実施といった再犯防止のための施策において、社会内での更生を担う更生保護の取り組みが高い注目を集めています。

本講義では、犯罪や非行をした人たちが地域の中でどのように更生していくのか、その実際を学ぶとともに、刑務所出所者等を社会全体で包摂することができるような社会づくりのためにどのような取り組みが必要か、一緒に考えていければと思います。

授 業 科 目	更生保護概論	4 単位 (本学学生) / 45時間 (社会人等)	担 当 者	西 岡 総一郎 元 中部地方更生保護委員会委員長
授 業 テ ー マ	犯罪をした者や非行のある少年の社会内処遇			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉火曜日第 5 講時（通年）			

講義概要

更生保護とは、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪や非行をすることをなくし、社会の善良な一員として自立し、改善更生することを助けることです。もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としています。

本科目では、更生保護の意義、刑事司法の中の位置付け、更生保護の沿革、方法、手続、保護観察処遇等について説明します。

講義計画

- 1 回目 現行の日本の更生保護制度の概要
- 2～3 回目 更生保護の沿革
- 4～6 回目 更生保護の機構、保護司、更生保護施設、民間協力者等
- 7～9 回目 犯罪者・非行少年の処遇の流れ
- 10～11回目 仮釈放
- 12～13回目 生活環境の調整
- 14～20回目 保護観察
- 21回目 更生緊急保護
- 22～24回目 刑法等の一部を改正する法律と息の長い社会復帰支援
- 25回目 保護司制度と更生保護事業制度の課題と展望
- 26回目 恩赦
- 27～28回目 心神喪失者等医療観察制度
- 29回目 犯罪被害者等施策
- 30回目 犯罪予防活動

到達目標

更生保護を知らない人にある程度更生保護を説明できるようになる。
どのようにして保護観察処遇により再犯・再非行を防止するかを理解する。

講義方法

manabaを通じて事前に配布するレジメを使って説明します。

授業時間外における予・復習等の指示

レジメや講義で説明したことを基に、自ら参考文献やネット等でも調べ、さらに理解を深めてください。

系統的履修

本講義を履修後は、「保護観察処遇」を履修することが望ましい。
矯正に関する講義も適宜履修し、施設内処遇と社会内処遇の関連についても理解してください。

成績評価の方法

出席状況とレポートにより総合的に評価します。

テキスト

講義で使うレジメをテキストとします。

参考文献

法務総合研究所『犯罪白書』、『再犯防止推進白書』、今福章二・小長井賀與編著『保護観察とは何か』、藤本哲也・生島浩・辰野文理編著『よくわかる更生保護』（ミネルヴァ書房）、日本更生保護学会編『更生保護学事典』（成文堂）、最新社会福祉士養成講座精神保健福祉士養成講座10『刑事司法と福祉』一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集

履修上の注意・担当者からの一言

犯罪や非行をした人は、警察に捕まり、検察庁から裁判を経て、刑務所や少年院に入る。そこまでは知っていると思います。その先に更生保護があります。ぜひ興味をもって受講してください。

授 業 科 目	更生保護概論 A	2 単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	宇 戸 午 朗 元 近畿地方更生保護委員会第二部長委員
授 業 テ ー マ	犯罪をした者や非行のある少年の社会内処遇			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第 3 講時（前期）			

講義概要

更生保護とは、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪や非行をすることをなくし、社会の善良な一員として自立し、改善更生することを助けることです。もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としています。

本講義では、更生保護の意義、沿革、方法、手続、刑事司法の中の位置付け等更生保護の概要について説明します。

講義計画

- 1 回目 更生保護とは
- 2 回目 更生保護制度の概要
- 3～4 回目 更生保護の沿革
- 5 回目 更生保護を担う機関
- 6 回目 更生保護を支える民間ボランティア
- 7 回目 我が国の犯罪情勢
- 8 回目 犯罪者・非行少年の処遇の流れ
- 9 回目 保護観察
- 10 回目 仮釈放
- 11 回目 生活環境の調整
- 12 回目 更生緊急保護・更生保護事業・更生保護法人
- 13 回目 恩赦
- 14 回目 犯罪被害者等施策
- 15 回目 犯罪予防活動

到達目標

更生保護を知らない人にある程度説明できるようになること。

講義方法

manabaを通じて事前に配布するレジメを使って説明します。

授業時間外における予・復習等の指示

レジメや講義で説明したことを基に、自ら参考文献やネット等でも調べ、さらに理解を深めてください。

系統的履修

本講義を履修後は、「更生保護概論B」「保護観察処遇」を履修することが望ましい。
矯正に関する講義も適宜履修し、施設内処遇と社会内処遇の関連についても理解してください。

成績評価の方法

出席状況とレポートにより総合的に評価します。

テキスト

講義で使うレジメをテキストとします。

参考文献

法務総合研究所『犯罪白書』、加藤博史・水藤昌彦編著『司法福祉を学ぶ』（ミネルヴァ書房）、社会福祉士養成講座編集委員会編集『新・社会福祉士養成講座20 更生保護制度』（中央法規）、松本勝編著『更生保護入門』（成文堂）、今福章二・小長井賀典編著『保護観察とは何か』、清水義恵・若穂井透編著『更生保護』（ミネルヴァ書房）、藤本哲也・生島浩・辰野文理編著『よくわかる更生保護』（ミネルヴァ書房）、日本更生保護学会編『更生保護学事典』（成文堂）

履修上の注意・担当者からの一言

犯罪や非行をした人は、警察に捕まり、検察庁から裁判を経て、刑務所や少年院に入る。そこまでは知っていると思います。その先に更生保護があります。ぜひ興味をもって受講してください。

更生保護概論Aは総論、更生保護概論Bは各論の位置付けです。できるだけ更生保護概論Aを受講した後、更生保護概論Bを受講するようにしてください。

授 業 科 目	更生保護概論 B	2 単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	宇 戸 午 朗 元 近畿地方更生保護委員会第二部長委員
授 業 テ ー マ	犯罪をした者や非行のある少年の社会内処遇			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第 3 講時（後期）			

講義概要

更生保護とは、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪や非行をすることをなくし、社会の善良な一員として自立し、改善更生することを助けることです。もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としています。

本講義では、更生保護制度の中の保護観察について詳しく説明し、関連して心神喪失者等医療観察制度も説明します。

講義計画

- 1～3 回目 更生保護制度の概要・沿革
- 4 回目 犯罪者・非行少年の処遇の流れ
- 5 回目 更生保護制度改革
- 6 回目 仮釈放と刑の一部執行猶予制度
- 7 回目 社会貢献活動・韓国の更生保護
- 8～9 回目 保護観察の方法
- 10～14 回目 保護観察処遇
- 15 回目 心神喪失者等医療観察制度

到達目標

どのようにして保護観察処遇により再犯・再非行を防止するかを理解する。

講義方法

manabaを通じて事前に配布するレジュメを使って説明します。

授業時間外における予・復習等の指示

レジュメや講義で説明したことを基に、自ら参考文献やネット等でも調べ、さらに理解を深めてください。

系統的履修

できるだけ本科目履修の前に「更生保護概論A」を履修してください。また、本科目履修後は「保護観察処遇」を履修することが望ましい。

矯正に関する講義も適宜履修し、施設内処遇と社会内処遇の関連についても理解してください。

成績評価の方法

出席状況とレポートにより総合的に評価します。

テキスト

講義で使うレジュメをテキストとします。

参考文献

法務総合研究所『犯罪白書』、加藤博史・水藤昌彦編著『司法福祉を学ぶ』（ミネルヴァ書房）、社会福祉士養成講座編集委員会編集『新・社会福祉士養成講座20 更生保護制度』（中央法規）、松本勝編著『更生保護入門』（成文堂）、今福章二・小長井賀與編著『保護観察とは何か』、清水義恵・若穂井透編著『更生保護』（ミネルヴァ書房）、藤本哲也・生島浩・辰野文理編著『よくわかる更生保護』（ミネルヴァ書房）、日本更生保護学会編『更生保護学事典』（成文堂）

履修上の注意・担当者からの一言

犯罪や非行をした人は、警察に捕まり、検察庁から裁判を経て、刑務所や少年院に入る。そこまでは知っていると思います。その先に更生保護があります。ぜひ興味をもって受講してください。

更生保護概論Aは総論、更生保護概論Bは各論の位置付けです。できるだけ更生保護概論Aを受講した後、更生保護概論Bを受講するようにしてください。

授 業 科 目	更生保護制度	2 単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	寺 戸 亮 二 元 中国地方更生保護委員会 第二部長委員
授 業 テ ー マ	「犯罪に戻らない・戻さない」再犯防止の取組と福祉支援			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉木曜日第2講時（後期）			

講義概要

更生保護は、刑事司法、少年司法の手続きを経て定められた犯罪者・非行少年処遇のうちの社会内処遇に関わる制度で、犯罪者・非行少年の再犯（再非行）防止を目的としています。警察→検察→裁判→矯正施設と、隔離・拘禁のイメージがついて回る犯罪者処遇ですが、犯罪をした者等が「孤立することなく」、円滑に社会復帰すること（re-entry）が再犯防止に重要であるとした「再犯防止推進法」に基づき2017.12閣議決定された「再犯防止推進計画」は、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、刑務所出所者等に対する住居支援・就労支援〔居場所と出番〕、保健医療・福祉サービスの利用の促進、地方公共団体等地域の支援ネットワークの取組促進等の施策を展開するとしています。高齢者・障害者の累犯がクローズアップされて以降、必要性が訴えられてきた福祉支援についてさらに取り組み促進が期待されることです。本講義では、法律・制度としての更生保護について学びつつ、あわせて新規施策により福祉職の活躍が期待される刑事司法の関連分野のトピックスも取り上げて、犯罪者・非行少年処遇の知識と理解を確かにすることを目指します。

講義計画

- 1 回目 刑事司法・少年司法での位置づけ、更生保護制度の歴史的変遷
- 2 回目 更生保護の背景としての我が国の社会問題の変容と支援の在り方
- 3 回目 刑事司法制度の概要（成人／少年、刑事責任）
- 4 回目 更生保護制度概説
- 5 回目 矯正処遇と社会内処遇へのかけはし（矯正施設と矯正処遇、生活環境調整）
- 6 回目 仮釈放と満期釈放、更生緊急保護、特別調整
- 7 回目 保護観察 1（本人のストレングスとウィークネス／専門的処遇プログラム）
- 8 回目 保護観察 2（その他）
- 9 回目 更生保護制度の担い手（保護観察官、保護司、更生保護施設等、民間協力者等）
- 10 回目 関係機関・団体との連携（検察庁、裁判所、矯正施設、就労支援・福祉機関等）
- 11 回目 刑事司法領域での福祉職の出番／更生保護と市民参加（犯罪予防活動等）
- 12 回目 医療観察制度の概要（生活環境調査、生活環境調整、精神保健観察等、多機関連携）
- 13 回目 犯罪被害者施策、恩赦制度等
- 14 回目 出口支援・入口支援／犯罪対策における近年の動向と今後の展望
- 15 回目 過去問の検討

到達目標

更生保護制度の基本的知識について具体的に理解できるようになる。取り組みの進む出所者等支援の現状を知ることによって、犯罪者・非行少年処遇を理解する。併せて関連の刑事司法・少年司法分野に関しても理解できるようになる。

講義方法

更生保護は、なじみの薄い分野・制度と思われるため、授業は講義を中心に行う。

授業時間外における予・復習等の指示

日頃から、犯罪や非行、更生保護制度や刑事司法・少年司法に関するニュースや新聞、法務省HP等に関心を持って、見たり読んだりすること。自主学習時間：30時間

系統的履修

社会福祉原論、社会福祉援助技術総論

成績評価の方法

平常点（50％）授業への積極的参加度、毎回のレポート（50％）論理的に自らの考えを述べているかを評価。レポート提出必須。

テキスト

特にありません。

参考文献

特にありません。

履修上の注意・担当者からの一言

- ①参考書籍等は授業中に示唆する。
- ②授業計画に関わらず過去問の検討は随時行う。
- ③授業中のスマホ操作は、学修のための検索を目的とする以外はやめていただきたい。

授 業 科 目	更生保護制度	1 単位 / 12時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	寺 戸 亮 二 元 中国地方更生保護委員会 第二部長委員
授 業 テ ー マ	「犯罪に戻らない・戻さない」再犯防止の取組と福祉支援			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第3・4講時（後期）			

講義概要

更生保護は、刑事司法、少年司法の手続きを経て定められた犯罪者・非行少年処遇のうちの社会内処遇に関わる制度で、犯罪者・非行少年の再犯（再非行）防止を目的としています。警察→検察→裁判→矯正施設と、隔離・拘禁のイメージがついて回る犯罪者処遇ですが、犯罪をした者等が「孤立することなく」、円滑に社会復帰すること（re-entry）が再犯防止に重要であるとした「再犯防止推進法」に基づき2017.12閣議決定された「再犯防止推進計画」は、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、刑務所出所者等に対する住居支援・就労支援〔居場所と出番〕、保健医療・福祉サービスの利用の促進、地方公共団体等地域の支援ネットワークの取組促進等の施策を展開するとしています。高齢者・障害者の累犯がクローズアップされて以降、必要性が訴えられてきた福祉支援についてさらに取り組み促進が期待されることです。本講義では、法律・制度としての更生保護について学びつつ、あわせて新規施策により福祉職の活躍が期待される刑事司法の関連分野のトピックスも取り上げて、犯罪者・非行少年処遇の知識と理解を確かにすることを目指します。

講義計画

- 1 回目 刑事司法・少年司法での位置づけ、更生保護制度の概観、刑罰の種類と前科、恩赦制度
- 2 回目 更生保護制度①（保護観察を中心にして～指導監督、補導援護）
- 3 回目 社会内処遇へのかけ橋（矯正処遇／生活環境調整、仮釈放制度等）
- 4 回目 更生保護制度②（特別調整、犯罪被害者等制度、犯罪予防活動、近年の犯罪対策の動向）
- 5 回目 更生保護制度の担い手（更生保護組織、保護観察官等、保護司、更生保護施設、民間協力者）
- 6 回目 関係機関・団体との連携（検察庁、裁判所、矯正施設、就労支援・福祉機関等）
- 7 回目 医療観察制度の概要（制度の概要、生活環境調査・調整、精神保健観察等、多機関連携）
- 8 回目 過去問の検討

到達目標

- ・社会福祉を学ぶ上で必要な更生保護制度全般への理解を確実にする。
- ・実際の相談援助活動において必要となる更生保護制度の基本的知識について具体的に理解し、併せて関連の刑事司法・少年司法分野に関しても理解できるようになる。

講義方法

更生保護は、なじみの薄い分野・制度と思われるため、授業は講義を中心に行う。

授業時間外における予・復習等の指示

日頃から、犯罪や非行、更生保護制度や刑事司法・少年司法に関するニュースや新聞、法務省HP等に関心を持って見たり、読んだりすること。自主学習時間：15時間

系統的履修

社会福祉原論、社会福祉援助技術総論

成績評価の方法

平常点（50％）授業への積極的参加度、毎回のレポート（50％）論理的に自らの考えを述べているかを評価。レポート提出必須。

テキスト

特にありません。

参考文献

特にありません。

履修上の注意・担当者からの一言

- ①参考となる書籍等については授業中示唆する。
- ②授業計画に関わらず過去問の検討は随時行う。

授 業 科 目	刑事司法と福祉	2 単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	掛 川 直 之 立教大学コミュニティ福祉学部准教授 龍谷大学矯正・保護総合センター嘱託研究員
授 業 テ ー マ	刑事司法ソーシャルワーク入門			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉月曜日第2講時（後期）			

講義概要

罪を犯した人びとに対してどのように刑が執行され、その後、どのように地域に戻ってくるのか。また、出所者と呼ばれる人びとが、どのような問題を抱えているのか。かれらが地域に戻るために必要と思われる福祉的な支援と、その担い手や機関についての理解を深める。

講義計画

- 第1回 出所者になぜ福祉的支援が必要なのか？：オリエンテーション
- 第2回 〈犯罪者〉はどのように裁かれるのか？：刑事司法システムの概要
- 第3回 〈非行少年〉はどのように裁かれるのか？：少年司法システムの概要
- 第4回 刑務所では何がおこなわれているのか？：矯正処遇の概要
- 第5回 刑務所に収監することがなぜ刑罰になりうるのか？：矯正処遇の国際比較
- 第6回 刑務所に収監され出所するという具体的イメージする：犯罪行為の背景
- 第7回 社会のなかで出所者はどのように「処遇」されているのか？：更生保護制度・医療観察制度の概要
- 第8回 社会のなかで出所者はどのように「支援」されているのか？：出所者支援の概要
- 第9回 出所者を支援するという具体的イメージする：刑事司法ソーシャルワーカーのしごと
- 第10回 ヴェルネラビリティを負った出所者をいかに「支援」すればいいのか？：属性から考える
- 第11回 社会における「居場所」と「出番」のあり方を考える：居住支援・キャリア支援・余暇支援の概要
- 第12回 出所者支援におけるソーシャルワーク実践を疑似体験してみる：事例演習①
- 第13回 出所者支援におけるさまざまなアクターになりきって考えてみる：事例演習②
- 第14回 被害者にはどのような支援がされているのか？：犯罪被害者支援の概要
- 第15回 第1回から第14回までのまとめ

到達目標

司法福祉にかんする近年の動向や諸制度のしくみを把握するとともに、ソーシャルワーカーとして、出所者に対する福祉的支援が、誰の、何のためにおこなわれているものなのか、という考え方を十二分に理解し、福祉臨床の現場で、実際に多機関多職種との連携のうえ出所者支援にあたることができるようになるための基礎を修得する。

講義方法

授業毎に、レジュメを配布する。また毎回、質問や感想を記したコミュニケーションペーパーの提出を求める（15分前後の記入時間を設ける）。ここで出された質問等については、次の授業の冒頭で解説をくわえる。

授業は、講義形式でおこなうが、受講生の考え方を聴いたり、グループワークをとりいれるなど、できるだけ退屈にならないよう参加型の授業を心がける。

なお、矯正・保護課程が提供する刑務所参観等にも積極的に参加することを推奨する。

授業時間外における予・復習等の指示

テレビや新聞、インターネット等のニュースに着目して、犯罪と刑罰、そして出所者の地域移行に必要なことは何か、ということについて意識的に考えてみるようにすること。

系統的履修

「矯正・保護入門」「矯正社会学A」「矯正社会学B」「社会福祉原論」「ソーシャルワークの基盤と専門職」

成績評価の方法

平常点〈毎回提出を求めるコミュニケーションペーパーに授業内容に即した質問や感想が記載されているか〉(30%)、定期試験〈授業内容の全体の理解度を確認する〉(70%)。

テキスト

掛川直之著『犯罪からの社会復帰を問いなおす』（旬報社）

参考文献

浜井浩一著『エビデンスから考える現代の「罪と罰」』（現代人文社）、掛川直之編著『不安解消！出所者支援』（旬報社）、掛川直之・飯田智子編著『出所者支援ハンドブック』（旬報社）

履修上の注意・担当者からの一言

刑事司法と福祉は、高齢者・障害者・児童・生活困窮者といったすべての福祉領域の理解を問われる発展的な科目である。すべてを修得していなければ理解できないわけではないが、そのつながりを意識しながら受講していただくとより理解が深まると考えられる。

授 業 科 目	犯罪学 ※社会人受講生はオンライン受講可	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	浜 井 浩 一 龍谷大学法学部教授
授 業 テ ー マ	犯罪を科学する「(刑罰)信仰に基づく犯罪対策から、エビデンスに基づく犯罪対策へ」			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉木曜日第2講時（後期）			

講義概要

戦後、長い間、日本は、世界一の治安を誇っています。しかし、1990年代に入り、いわゆるバブル経済が崩壊し、日本の治安に関しても疑問を投げかける声が多く聞かれるようになり始めました。そして、治安の悪化を懸念する声は、1997年に神戸で発生した児童殺傷事件以降の一連の少年犯罪から一気に高まりを見せ、2000年に世田谷で起きた一家殺人事件、2001年の大阪教育大学附属池田小学校での児童無差別殺傷事件、2003年には長崎で12歳の少年による幼児殺害事件、2004年には奈良で女児誘拐殺人事件、2005年には広島と栃木で同様のショッキングな事件が起こり、こうした傾向に拍車をかけました。その結果、2003年の総選挙では、犯罪対策が大きな争点ともなり、少年法を含めて刑事立法による厳罰化が加速しました。現在でも少年犯罪が凶悪化したとの言説の下、民法の成年年齢の引下げに呼応して、少年法の適用年齢を20歳から18歳に引き下げるべきとの議論が起き、2022年に特定少年という新たなカテゴリーが新設されました。

しかし、よく考えてください。少子高齢化で若者が減っているのに犯罪が増えたりするのでしょうか。皆さんが犯罪にあう現実のリスクは増加しましたか。日本の警察は、そんなにだらしなくなったのでしょうか。実際は刑法犯の認知件数は2002年から減少し続け、殺人の認知件数も戦後最低を記録し、ついに未遂も含めて1,000件を下回り、刑務所も少年院も次々と閉鎖されています。心の時代と言われ、非行少年や犯罪者の心の闇が問題となっていますが、心の闇とは何なのでしょう。監視（防犯）カメラは本当に犯罪を防止することができるのでしょうか。厳罰化など力による犯罪対策は、犯罪を抑止することができるのでしょうか。刑務所には、凶悪犯罪者ではなく、認知症の高齢者など社会的弱者がどんどん集められています。刑法や刑罰は誰から誰を守ろうとしているのでしょうか。

犯罪学は、再犯防止を含む犯罪防止と犯罪者処遇を研究する研究分野です。この講義では、理論だけでなく、講師が法務省で犯罪者処遇や犯罪白書の作成に関わっていた事例や体験を交えながら、犯罪学という窓を通して現代日本の犯罪と刑事政策を考えてみたいと思います。

講義計画

- 1 回目 オリエンテーション：犯罪とは何か
- 2 回目 一見効果的な犯罪対策（スケアードストレイト・プログラム）
- 3 回目 日本の治安は悪化しているのか？（少子高齢化社会と犯罪）
- 4 回目 刑罰に関する統計入門（刑罰に関する統計）厳罰化が作り出すもの
- 5 回目 刑務所は社会を映し出す鏡（刑務所の高齢者）
- 6 回目 海外の刑務所（ノルウェーやイタリア）
- 7 回目 犯罪学と死刑（世界から見た日本の死刑）
- 8 回目 前半のまとめ（復習）
- 9 回目 犯罪理論Ⅰ（犯罪生物学：遺伝と犯罪）
- 10 回目 犯罪理論Ⅰ（犯罪精神医学：人はなぜ犯罪者となるのか？）
- 11 回目 犯罪学理論Ⅰ（犯罪心理学：人はどうして犯罪をするのか？）
- 12 回目 犯罪理論Ⅱ（犯罪社会学：社会が犯罪を作り出すのか？ シカゴ学派）
- 13 回目 犯罪理論Ⅱ（犯罪社会学：社会が犯罪を作り出すのか？ 分化的接触理論）
- 14 回目 犯罪理論Ⅱ（犯罪社会学：社会が犯罪を作り出すのか？ ラベリング理論・社会的学習理論）
- 15 回目 後半のまとめ

到達目標

テレビや新聞又はSNS等での犯罪や刑罰に関する記事を正しく理解し、批判的に検討することができる。

講義方法

テキストに加え、レジュメをManabaに掲載しつつ、講義形式で授業を行います。隔週で著名な犯罪学者のTED Showなどの動画を視聴します。

授業時間外における予・復習等の指示

毎回講義終了後に配付プリント、講義ノートをもとに復習をおこない、要点をまとめておくこと。
また毎日、新聞を読んでください。

成績評価の方法

定期試験100%（学期末試験のみで評価します。）
※教科書の刊行物の持ち込みは可ですが、コピーやノート、レジュメの持ち込みは不可です。

テキスト

浜井浩一『エビデンスから考える現代の「罪と罰」』現代人文社、2021年
※ 2021年末に刊行された『エビデンスから考える現代の「罪と罰」』や参考文献に挙げた『新犯罪論』を読めば講義が理解しやすくなります。試験対策にもなります。

参考文献

法務総合研究所編『令和3年度版犯罪白書』、瀬川 晃『犯罪学』（成文堂）、浜井浩一『新犯罪論』（現代人文社）、浜井浩一『犯罪統計入門（第2版）』（日本評論社）

履修上の注意・担当者からの一言

講義内容そのものは統計グラフや具体的事例を使って説明するため一つ一つの内容は難解ではありませんが、一つの講義での情報量が多く、日本ではここでしか聞けない最先端の内容です。油断していると付いてこれなくなるので、集中して受講してください。原則として出席はとりませんが、講義をしっかり聞いてノートを取り、教科書を熟読せずに定期試験を受けても合格点は取れないと思うので気を付けてください。なお、学生の理解の様子を見ながらシラバスの内容を一部省略する方向で変更することがあります。

授 業 科 目	被害者学 ※深草学会開講分については、社会人受講生はオンライン受講可	4 単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	西 村 重 則 元 広島矯正管区長
授 業 テ ー マ	犯罪被害者及び被害者支援の現状			
開 講 曜 講 時	〈深草学会〉水曜日第2 講時（通年） 〈太宮学会〉月曜日第3 講時（通年）			

講義概要

刑事政策や犯罪者・非行少年の処遇に関心のある者にとって極めて重要な意味を持つ犯罪被害者について、その現状や被害者支援の状況について紹介します。

講義計画

- 1 オリエンテーション（第1回）
 - 2 犯罪被害、犯罪被害者とは（第2回～第4回）
 - 3 犯罪被害者の現状
 - （1）犯罪被害者の統計的実態（第5回）
 - （2）犯罪被害に遭うということ（第6回～第9回）
 - （3）犯罪被害者の心理（第10回～第13回）
 - （4）交通事件被害者、少年事件被害者、性犯罪被害者等（第14回～第17回）
 - 4 犯罪被害者支援の現状
 - （1）犯罪被害者支援の歩み（第18回、第19回）
 - （2）犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等基本計画（第20回）
 - （3）警察、検察、裁判所等の被害者支援
 - ・警察における取組み（第21回、第22回）
 - ・検察における取組み（第23回、第24回）
 - ・少年事件における取組み（第25回、第26回）
 - ・更生保護における取組み（第27回）
 - ・矯正施設における取組み（第28回）
 - （4）地方公共団体における被害者支援（第29回）
 - （5）支援者のメンタルケア、まとめ（第30回）
- ※上記の内容の他、犯罪被害者の方及び犯罪被害者の支援者の方の講話を授業計画の中で予定しています。

到達目標

犯罪被害者及び被害者支援の現状を理解する。

講義方法

パワーポイントを使った講義形式が中心となります。各講義後のアンケート等を通じ、受講者の質問・疑問等に対応したいと思います。

授業時間外における予・復習等の指示

特になし。

成績評価の方法

学年末のレポート試験（70点）、出席点（30点）。

テキスト

特になし。

参考文献

講義時に適宜紹介します。

履修上の注意・担当者からの一言

犯罪被害者は長い間、法制度や刑事政策から忘れられた存在でした。本講義においては、このことを踏まえつつ、これからの刑事政策、取り分け犯罪者・非行少年の処遇や支援を検討する上で忘れてはならない、犯罪被害者問題に対する視点を提示したいと考えています。

授 業 科 目	青少年問題	2 単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	浜 井 浩 一 龍谷大学法学部教授
授 業 テ ー マ	公務員志望者のための行動科学入門			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉火曜日第5 講時（後期）			

講義概要

刑事収容施設法84条5「矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。」及び少年法第9条「・・・医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。」並びに更生保護法第31条2「保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。」とあるように、矯正・保護処遇の理論的な基礎は、医学、心理学、教育学や社会学といった行動科学に依拠している。矯正・保護処遇を理解するためには、こうした行動科学の基礎的知識が不可欠であり、本科目は、子供・若者白書や心理学、教育学、社会学等の基礎的教科書を参照しながら、矯正・保護を理解するために最低限知っておくべき行動科学の基礎的な知識を付与する。

矯正・保護職員となるためには、法務省専門職員採用試験等の公務員試験に合格しなくてはならないが、この試験の専門試験は行動科学の知識を問われるものであり、本科目は、こうした公務員試験に対応できる行動科学の基礎的な知識を身に付けることができるように講義を行う。

講義計画

1 回目	オリエンテーション。犯罪白書や子供・若者白書の概要
2 回目	心理学（1） 心理学史、行動主義
3 回目	心理学（2） 情動・知能・道德の発達
4 回目	心理学（3） 精神分析、パーソナリティ
5 回目	心理学（4） 発達心理学
6 回目	心理学（5） 社会心理学
7 回目	心理学（6） 認知心理学
8 回目	教育学（1） 教育哲学
9 回目	教育学（2） 学習指導・生活指導・学校教育法
10 回目	社会学（1） 社会学史(古典社会学)
11 回目	社会学（2） 中期の社会学
12 回目	社会学（3） 近・現代の社会学
13 回目	社会学（4） 社会調査・統計
14 回目	社会福祉（1） 生活保障、高齢者福祉
15 回目	社会福祉（2） 児童の権利・障がい者の権利

到達目標

矯正・保護を理解するために最低限知っておくべき行動科学（心理学・教育学・社会学等）の基礎的な知識を修得するとともに、法務省専門職員採用試験、家庭裁判所調査官補採用試験等における専門試験の出題趣旨が理解できるようになる。ただし、本講義は行動科学を勉強するための道標に過ぎず、公務員試験に合格するためには相当量の自学自習が不可欠である。

講義方法

『子供・若者白書』等を参照しつつ毎回資料をManabaに掲載し講義を実施。

授業時間外における予・復習等の指示

公務員試験の過去問を参考にしつつ、論述問題は実際に解答を書く練習をしてください。また、毎回講義終了後にManaba上の資料、講義ノートをもとに復習をおこない、要点をまとめておくこと。

系統的履修

矯正・保護入門を受講していることが望ましい。

成績評価の方法

定期試験（100％）出席を確認した上で、定期試験の結果で評価します。

※ 毎回出席を取ります。原則2／3の出席がない場合、定期試験の結果にかかわらず0点となります。定期試験は持込全て不可で実施します。

テキスト

内閣府『子供・若者白書』、その他、公務員試験の過去問を含む問題やレジュメを適宜Manaba上にアップします。

参考文献

TAC公務員講座『公務員Vテキスト』（TAC出版）、齊藤勇（監修）・田中正人（著）『心理学用語大全』（誠文堂新光社）、法務省矯正研修所『矯正社会学』（財団法人矯正協会）、法務省矯正研修所『矯正心理学』（財団法人矯正協会）、田中正人（著、編集）・香月孝史（著）『社会学用語図鑑』（プレジデント社）

履修上の注意・担当者からの一言

青少年分野での公務員試験の受験を考えている人を対象とした講義です。法務省専門職員採用試験や家庭裁判所調査官補採用試験によく取り上げられる心理学、社会学、教育学、（時間が許せば社会福祉）の基礎的な知識を中心に講義します。15回と限られているので、講義の中心は心理学と社会学となり、それぞれの代表的な研究者とその理論を中心に説明します。ただし、公務員講座ではないので、できるだけ非行など現実の青少年問題と関係づけながら説明します。

授 業 科 目	青少年問題	2 単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	津 島 昌 弘 龍谷大学社会学部教授
授 業 テ ー マ	公務員志望者のための行動科学入門			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉火曜日第3 講時（後期）			

講義概要

被収容者処遇法84条5「矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。」及び少年法第9条「・・・医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。」ならびに更生保護法第31条2「保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。」とあるように、矯正・保護処遇の理論的な基礎は、医学、心理学、教育学や社会学といった行動科学に依拠している。矯正・保護処遇を理解するためには、こうした行動科学の基礎的知識が不可欠であり、本講義は、心理学、教育学、社会学等の基礎的教科書を参照しながら、矯正・保護を理解するために最低限知っておくべき行動科学の基礎的な知識を提供します。

くわえて、矯正・保護職員や家庭裁判所調査官となるためには、法務省専門職員採用試験等の公務員試験に合格しなくてはなりません。この試験の専門試験は行動科学の知識を問われるものであり、本講義は、こうした公務員試験に対応できる行動科学の基礎的な知識を身につけることができるように配慮します。

講義計画

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 1 回目 | オリエンテーション。子ども・若者白書の概要 |
| 2 回目 | 心理学（1） 心理学史 |
| 3 回目 | 心理学（2） 情動・認知・道徳の発達 |
| 4 回目 | 心理学（3） 知能・パーソナリティ（理論・心理テスト） |
| 5 回目 | 心理学（4） 発達障がい・精神障がい・心理療法 |
| 6 回目 | 教育学（1） 西洋教育思想史 |
| 7 回目 | 教育学（2） 学習指導・生活指導・学校教育法 |
| 8 回目 | 教育学（3） 家庭・学校での問題行動 |
| 9 回目 | 社会学（1） 社会学史（古典社会学） |
| 10 回目 | 社会学（2） 家族社会学（中期の社会学） |
| 11 回目 | 社会学（3） 社会階層・階級（現代の社会学） |
| 12 回目 | 社会学（4） 社会調査（階級・階層と社会変動） |
| 13 回目 | 社会福祉（1） 生活保障（生活保護・年金） |
| 14 回目 | 社会福祉（2） 高齢者福祉 |
| 15 回目 | 社会福祉（3） 児童の権利・障がい者の権利 |

到達目標

矯正・保護を理解するために最低限知っておくべき行動科学（心理学・教育学・社会学等）の基礎的な知識を修得するとともに、法務省専門職員採用試験、家庭裁判所調査官補採用試験等における専門試験の出題趣旨が理解できるようになる。

講義方法

毎回資料を配布し講義を実施します。

授業時間外における予・復習等の指示

公務員試験の過去問を参考にしつつ、論述問題は実際に解答を書く練習をしてください。

系統的履修

矯正・保護入門を受講していることが望ましい。

成績評価の方法

平常点20%ミニッツペーパー（講義内容の要約、質問・コメント等を書いたもの）で評価する。小テスト20%manabaを用いた小テスト（課題）、レポート20%（数回程度）、定期試験40%
※毎回出席を取ります。

テキスト

レジュメや過去問を含む問題等を適宜配布します。

参考文献

サトウタツヤ・渡邊芳之著『心理学・入門』（有斐閣）、今井康雄編『教育思想史』（有斐閣）、友枝敏雄・山田真茂留編『Do! ソシオロジー』（有斐閣）、宮本節子著『ソーシャルワーカーという仕事』（筑摩書房）

履修上の注意・担当者からの一言

司法分野の公務員試験の受験を予定している人を対象とした講義です。法務省専門職員採用試験や家庭裁判所調査官補採用試験によく取り上げられる心理学、社会学、教育学、社会福祉の基礎的な知識を中心に講義します。15回と限られているので講義の中心は心理学と社会学となり、それぞれの代表的な研究者とその理論を中心に説明します。

授 業 科 目	Ryukoku Criminology in English	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	浜 井 浩 一 龍谷大学法学部教授 他
授 業 テ ー マ	龍谷・犯罪学：日本の犯罪と刑事司法 RYUKOKU Criminology: Criminology and Criminal Justice in Japan			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第5講時（前期）			

講義概要／Course outline

龍谷大学犯罪学研究センター（Ryukoku University Criminology Research Center: CrimRC）は、2016年6月に発足し、犯罪予防と対人支援を基軸とする「龍谷・犯罪学：人に優しい犯罪学」を構築し、広く内外に発信することをめざしています。その活動の一環として、授業プログラム"Ryukoku Criminology in English : Let's study the Criminal Justice System in the secure and safe society!"（15回）を開講しました。

講義計画／Lecture plan

- 1 回目 浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の刑事司法システム 1
(Criminal Justice System in Japan Part 1 : Crime Statistics)
- 2 回目 浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の刑事司法システム 2
(Criminal Justice System in Japan Part 2 : How can we measure crimes?)
- 3 回目 浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の犯罪統計 1
(Criminal Statistics in Japan Part 1: Crimes in Japan)
- 4 回目 浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の犯罪統計 2
(Criminal Statistics in Japan Part 2: Increasing Elderly Offenders)
- 5 回目 浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の少年非行
(Criminal Statistics in Japan Part 3: Decreasing Juvenile Delinquency)
- 6 回目 浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の少年司法とボランティア
(Juvenile Justice in Japan & Volunteer Probation officer)
- 7 回目 津島昌弘（Prof. Masahiro Tsushima）犯罪・自殺などの国際比較
(Comparison of Murder and Suicid Rates)
- 8 回目 津島昌弘（Prof. Masahiro Tsushima）暗数と調査 1：被害者調査 犯罪被害者調査
(Dark Figures and Research Part 1: Victimization Survey)
- 9 回目 津島昌弘（Prof. Masahiro Tsushima）暗数と調査 2：被害者調査 自己申告非行調査
(Dark Figures and Research Part 2: Self-report Delinquency Study)
- 10回目 津島昌弘（Prof. Masahiro Tsushima）刑事司法に対する信頼（Trust in Criminal Justice）
- 11回目 津島昌弘（Prof. Masahiro Tsushima）日本の犯罪統制（Crime Control in Japan）
- 12回目 古川原明子（Prof. Akiko Kogawara）日本の死刑（Death Penalty in Japan）
- 13回目 古川原明子（Prof. Akiko Kogawara）日本の冤罪（Wrongful Convictions in Japan）
- 14回目 古川原明子（Prof. Akiko Kogawara）日本の死生観（End-of-Life in Japan）
- 15回目 浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）死刑と世論（Death Penalty and Public Opinion.）

到達目標／Attainment objectives

日本は、世界でも最も安心・安全な国のひとつとされています。犯罪学研究センターは、調査研究の成果を踏まえ、日本語および英語の犯罪学カリキュラムを創造することを目標のひとつにしています。この授業は、龍谷・犯罪学の教育プログラムの構築とともに、日本の法、社会および文化を英語で学修したいという人たちの要望に応えようとするものです。

Japan is considered to be one of the safest and most secure countries in the world. One of the goals of the Criminology Research Center (CrimRC) is to create a criminology curriculum in Japanese and English, based

on the findings of its research. This class, together with the creation of the Ryukoku and Criminology educational program, seeks to meet the needs of those who wish to learn about Japanese law, society and culture in English.

講義方法／Study Method

授業は、少人数クラスで行います。

Each lecture is based on a small class and in English.

授業時間外における予・復習等の指示／Direction related to study out of class

日本の法律、社会、文化に関する文献や情報の収集、法令や判例のリサーチメソッド、社会調査や統計処理のノウハウについても、基本的な情報を提供します。より深く学び、本格的に犯罪学知見を身につけたいと思っている人は、主体的・能動的にリクエストしてください。

Basic information is also provided on collecting literature and information on Japanese law, society and culture, research methods for laws and precedents, social research and statistical know-how. Those who wish to learn more in depth and acquire serious criminological knowledge are encouraged to ask the information on a proactive and active basis.

系統的履修／System of study

特別研修講座「矯正・保護課程」を受講し、刑務所や少年院、鑑別所や更生保護施設などの刑事司法関連施設の参観プログラムに参加することをすすめます。

We recommend you to take part in educational programs (conducted in Japanese) of Corrections and Rehabilitation Center in order to learn the practical situation in the criminal justice system and participate in the programs to visit the related correctional facilities.

成績評価の方法／Grading criteria and method of evaluation

平常点 (30%) 〈授業に出席し、積極的かつ能動的に議論に参加してください。(Attendance and attitude to classes)〉

小テスト (20%) 〈毎授業の終わりに学修の状況を確認します。(Small tests)〉

レポート (50%) 〈課題レポートを提出してもらいます。(Report on Japanese Criminology)〉

テキスト／Textbooks

授業で指示します。(In the classroom)

参考文献／Reference books

犯罪学に関連する参考文献およびインターネット・サイトについては、授業中に情報を提供します。

Information on relevant criminology references and internet sites will be provided in class.

履修上の注意・担当者からの一言／Advice to students on study and research methods

授業は、英語で行います。英語を母国語とする留学生のみならず、犯罪や非行の問題を通じて、日本の司法や社会、文化を理解したいと考えている留学生のみなさん、そして、この問題を英語で学び海外で活かしたいと思っている学部学生さんや矯正・保護課程の受講生のみなさんにも、是非、受講してほしいと思います。一緒に日本の犯罪と刑罰を学びましょう。

Classes are conducted in English. Not only international students whose first language is English, but also international students who want to understand Japanese justice, society and culture through the issues of crime and delinquency, as well as undergraduate students and students in correctional and protection courses who want to learn about these issues in English, I would invite you to attend this course. Let's learn about crime and punishment in Japan together!

参考URL／Web pages useful for reference

龍谷大学犯罪学研究センター (CrimRC) : <https://crimrc.ryukoku.ac.jp/>

龍谷大学矯正・保護総合センター (CRC) : <https://rcrc.ryukoku.ac.jp/>

授 業 科 目	アディクション論 ※社会人受講生はオンライン受講可	2単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	加 藤 武 士 木津川・奈良ダルク代表・保護司
授 業 テ ー マ	アディクション領域におけるアドヴォカシー・政策・当事者活動			市 川 岳 仁 三重ダルク代表・精神保健福祉士
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第4講時（前期）			

講義概要

アディクションは現代の社会課題の一つである。健康問題としてのアルコール依存、刑事事件としての盗癖・薬物問題、さらにギャンブルによる多重債務など、さまざまな事象がある。この講義では、アディクションの医療的定義と治療法、アディクション問題を持つ人が抱える並存障害、刑事司法におけるアディクションの取り扱い、自助グループ等におけるリカバリーのダイナミクスについて、その発生から解決の過程までを多角的に捉えながら、その歴史と実践について講義する。多くの事例を示しながら、アディクションと関連諸問題について、個人の側からだけでなく、社会の側からも考察する。事例では、講師からの講義だけでなく、受講者と積極的に議論を行う。

講義計画

- 1回目 アディクション論 概説（加藤・市川）
- 2回目 アディクションとは何か（市川）
- 3回目 アディクションと自己治療説（市川）
- 4回目 回復のダイナミクス 病者としての／回復者としての当事者性（市川）
- 5回目 日本の福祉対象の変遷とアディクション（市川）
- 6回目 刑事司法の中のアディクション（市川）
- 7回目 学生とのディスカッション（加藤・市川）
- 8回目 アディクション・リカバリー・ヒストリー（加藤）
- 9回目 ラットパーク・ダルク追っかけ調査・仲間の中で（加藤）
- 10回目 世界の薬物政策①～War on Drugsまで（加藤）
- 11回目 世界の薬物政策②～ドラッグコート・ハームリダクション（加藤）
- 12回目 アディクションとスティグマ（加藤）
- 13回目 パーソナルヒストリー（市川）
- 14回目 パーソナルヒストリー（加藤）
- 15回目 アディクション論総括（加藤・市川）

到達目標

アディクションについて、人間理解の視点で捉え、そこにある生活上の困難や課題に思いを巡らすこと。その発生から解決の過程を構成する要素について、個人の側だけでなく、社会の側からも理解すること。特に医療的アプローチや刑事司法におけるアディクションの取り扱いについては、その立ち直りの主体が本人であることを踏まえ、その課題についてもよく理解すること。

講義方法

基本的に対面講義。コロナ状況によりオンライン。

授業時間外における予・復習等の指示

参考図書の事前学習を前提とし、講義で取り扱ったキーワード、関心を持った事柄について各自学習すること。講義内容について、担当教員への質問は特に歓迎する。

成績評価の方法

レポート100% 最終講義後にレポート提出。各講師50点ずつ（計100点）で採点。

テキスト

ダルク編『ダルク 回復する依存者たち—その実践と多様な回復支援—』（明石書店）

参考文献

『犯罪社会学研究44』市川岳仁（日本犯罪社会学会誌）、『刑事司法と福祉』一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（中央法規出版）、『薬物政策への新たな挑戦』石塚伸一（編著）（日本評論社）

履修上の注意・担当者からの一言

講師からの情報提供だけでなく、関心ある事柄については積極的に学習のうえ考察すること。

授 業 科 目	矯正・保護史 (小学館集英社プロダクション寄付講座)	4 単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	中 島 学 福山大学人間文化学部教授 元 札幌矯正管区長
授 業 テ ー マ	受刑者処遇を中心に／少年司法を中心に			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉土曜日第1・2講時（通年 隔週開講）			

講義概要

<前期>

わが国における行刑としての犯罪者処遇、その更生や社会復帰における教誨活動や免囚事業等の変遷と民間との協働あり方にも着目し、明治維新後の近代化政策と第二次世界大戦後の民主化というターニングポイントから、社会史的な視点からその展開と課題を把握し、刑事政策上の今日的な意義を再検討する。

<後期>

わが国における、未成年犯罪者・非行少年に対する立ち直り・更生支援の変遷を福祉と司法の両面から民間との協働あり方にも着目し整理・把握する。その上で、少年司法制度における子どもの権利や権利保護に關しての今日的課題とその対応等に関して理解を促進する。

講義計画

- 第 1 回 【前期】オリエンテーション：「矯正」「更生保護」の刑事政策上の位置付け
 第 2 回 幕藩体制下の刑罰執行と犯罪者処遇：「人足寄場」に着目して
 第 3 回 監獄法施行以前の刑罰執行と犯罪者処遇①：「監獄則」に着目して
 第 4 回 監獄法施行以前の刑罰執行と犯罪者処遇②：「集治監」に着目して
 第 5 回 監獄法施行以前の刑罰執行と犯罪者処遇③：「ゼーバツハ」に着目して
 第 6 回 監獄法施行以前の刑罰執行と犯罪者処遇④：「近代化・条約改正」に着目して
 第 7 回 監獄法施行後の刑罰執行と犯罪者処遇①：「小河滋次郎」に着目して
 第 8 回 監獄法施行後の刑罰執行と犯罪者処遇②：「有馬四郎助」に着目して
 第 9 回 監獄法施行後の刑罰執行と犯罪者処遇③：「司法保護制度」に着目して
 第 10 回 受刑者への教誨活動と出所後の支援の状況：「原胤昭」に着目して
 第 11 回 戦時行刑の展開：「正木亮」に着目して
 第 12 回 戦後処理としての戦犯処遇：「東邦彦」に着目して
 第 13 回 更生保護の出現とその取組
 第 14 回 監獄法改正への取組
 第 15 回 まとめ：「再社会化」を目指す受刑者処遇の展開
 第 16 回 【後期】オリエンテーション：子どもの権利と生きづらさ
 第 17 回 明治維新後の子どもの存在とその処遇
 第 18 回 福祉的な対応：感化法と感化院の取組
 第 19 回 犯罪少年処遇①：監獄法施行以前
 第 20 回 犯罪少年処遇②：監獄法施行後の少年刑務所処遇
 第 21 回 少年法審議の内容①：立法
 第 22 回 少年法審議の内容②：小河滋次郎の反論
 第 23 回 少年司法の創設①：少年審判制度
 第 24 回 少年司法の創設②：矯正院での実践
 第 25 回 少年司法の創設③：教護院と少年保護団体での実践
 第 26 回 戦時下の少年司法：短期錬成・特別少年院に着目して
 第 27 回 戦後の少年司法改革①：新たな制度の構築
 第 28 回 戦後の少年司法改革②：処遇施設と保護
 第 29 回 昭和・平成期の少年司法制度の変遷：こどもの権利に着目して
 第 30 回 まとめ：「最善の利益」を保障する少年司法制度の意義と役割

到達目標

<前期>

- ・わが国の受刑者処遇の変遷とその時々々の犯罪者の社会的位置付け等理解する
- ・外役や構外作業等による受刑者によるインフラ整備とその意義等を理解する
- ・時代背景や社会状況と密接に変容する行刑施設運営の状況とその課題を理解する
- ・受刑者処遇の目的と主体がどのように変化しその今日的課題を理解する

<後期>

- ・少年司法制度の創設とその背景事情等を理解する
- ・処遇施設の変遷とその特質・課題等を理解する
- ・子どもの権利と刑事司法制度等との限界とその課題等を理解する

講義方法

授業は講義内容のポイントを示したスライド等を用いて進めていきます。必要に応じて一次史料等を配布しその内容を確認・発表するなどのワークを実施するなど講義への参画意識の向上等を図ります。また、小説や映画・ドラマ等を紹介し、その内容等の報告等も実施し、授業内容の理解促進を図ります。

授業時間外における予・復習等の指示

- ・講義の理解を促進するための文献等を指定するので事前に内容を把握しておくこと
- ・講義で取り扱う用語を事前に提示するので辞書等でその意味・内容を把握しておくこと

成績評価の方法

平常点（50％）主に振り返りシートの提出状況等に評価する、レポート（50％）期限の厳守と内容により評価する。

テキスト

特になし。

参考文献

小澤政治『行刑の近代化：刑事施設と受刑者処遇の変遷』（日本評論社）、鴨下守孝編集代表『新訂矯正用語事典』（東京法令出版）

履修上の注意・担当者からの一言

<前期>

当時の社会的背景や実感が持ちづらい監獄・刑務所での生活の様子などの理解やその関心がもてるように、入手・視聴可能な書籍や映像等を紹介、必要に応じて授業の中でも視聴等をする機会を設けながら、授業を構成していく予定である。また、理解度等の把握と授業改善の趣旨から毎回、振り返りシートの提出をお願いする。

<後期>

当時の社会的背景や犯罪・非行少年の生活などの理解やその関心がもてるように、入手・視聴可能な書籍や映像等を紹介、必要に応じて授業の中でも視聴等をする機会を設けながら、授業を構成していく予定である。また、理解度等の把握と授業改善の趣旨から毎回、振り返りシートの提出をお願いする。

V. 学修生活の手引き

1. 事務窓口について

矯正・保護課程（特別研修講座「矯正・保護課程」／「矯正・保護教育プログラム」）に関する事務窓口は以下のとおりです。

◆総合窓口（矯正・保護課程全般）

矯正・保護総合センター事務部〔深草学舎4号館2階〕

電話：075-645-2040、FAX：075-645-2632

ホームページ：<https://rcrc.ryukoku.ac.jp/>、e-mail：kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

◆各学舎における申込み窓口・問い合わせ窓口

（大宮学舎）文学部教務課〔西翼1階〕

（深草学舎）法学部教務課〔紫英館1階〕

（瀬田学舎）社会学部教務課〔6号館1階〕

（大阪梅田キャンパス）ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階〔大阪市北区〕

＜証明書発行機の設置場所＞

大宮学舎：西翼1階ロビー（講師控室前）

深草学舎：21号館1階ロビー、紫英館各学部教務課フロア

瀬田学舎：1号館1階エントランスホール、6号館社会学部教務課フロア、9号館農学部教務課前

大阪梅田キャンパス：ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階（大阪市北区）

2. 授業等の休講措置に関する取扱基準（自然災害及び交通機関不通時の授業及び定期試験の取扱について）

自然災害及び交通機関不通時の授業及び定期試験の取扱については、「授業等の休講措置に関する取扱基準」によります。

○ 授業等の休講措置に関する取扱基準：

https://www.ryukoku.ac.jp/campus_career/support/classinfo/disaster.html



「授業等の休講措置に関する取扱基準」に定める自然災害及び交通機関不通時の授業等の実施有無については、以下の方法で確認することができます。

確認方法	説 明
(1) 龍谷大学ホームページ https://www.ryukoku.ac.jp/ 	トップページに「重要なお知らせ」として授業実施の有無を記載します。
(2) ポータルサイト https://portal.ryukoku.ac.jp 	ポータルサイトのログイン画面に、ホームページと同様の情報を記載します。
(3) 公式Twitter「龍谷大学（緊急連絡用）」 @Ryukoku_univ 	大学全体に関わる緊急情報の速報発信を目的として、本学公式Twitterアカウントを開設しています。ここからホームページと同様の情報を発信します。

※緊急時は、大学ホームページおよびポータルサイトへのアクセスが集中し、サイトを閲覧できなくなる可能性がありますので、公式Twitter「龍谷大学（緊急連絡用）」の利用を推奨します。

3. 授業の休・補講、定期試験・レポート試験の案内、教室変更等の事務連絡について

以下の場所に掲示しておりますので、授業前に必ずご確認ください。

(大宮学舎) 文学部教務課掲示板 [西翼 1 階]

(深草学舎) 21号館短期大学部教務課前の「矯正・保護課程」掲示板 [21号館 1 階]

(瀬田学舎) 社会学部教務課掲示板 [6号館 1 階]

※ 上記事務連絡につきましては、矯正・保護総合センターから個別に連絡いたしませんので、予めご了承ください。

4. 受講生証の発行について

矯正・保護課程科目の受講が許可された方につきましては、「矯正・保護教育プログラム受講生証」を発行します。授業等で大学にお越しになる際は、必ず受講生証をご持参ください。

5. 本学ポータルサイト及びeラーニングの利用について

(1) 本学学生（特別研修講座「矯正・保護課程」受講生）

本学ポータルサイト及びeラーニングサービスを利用するには、全学統合認証サービスに関する利用申請を情報メディアセンターに提出する必要があります。受講生の方は、受講生証を持参の上、以下の学舎にある情報メディアセンター窓口で所定の手続きをおこなってください。その際に同窓口でサービス内容を必ずご確認ください。

(大宮学舎) 清風館 1 階

(深草学舎) 5号館 2 階

(瀬田学舎) 智光館地下 1 階

(2) 社会人等＜本学学生以外の方＞（「矯正・保護教育プログラム」受講生）

本学ポータルサイト及びeラーニングサービスを利用するには、全学統合認証ID・パスワードが必要です。全学統合認証IDの利用手続きにショートメッセージサービス（SMS）を利用しますので、受講申込の際には携帯電話番号をご記入くださいますようお願いいたします。（※携帯電話番号をお持ちでない場合は固定電話番号をご記入ください）

詳しい利用手続き方法は受講生証とともに説明資料を郵送いたしますのでご確認ください。

6. 図書館の利用について

矯正・保護課程科目を受講している方は、大宮・深草・瀬田図書館で図書・資料等の閲覧や館外貸出等のサービスを利用することができます。館外貸出は以下のとおりです。

◆貸出可能冊数：3冊以内

◆貸出期間：2週間以内

◆手続き方法：各学舎の図書館カウンターで、受講生証を提示する。

Ⅵ.〔参考資料〕 矯正心理専門職・法務教官・ 保護観察官・刑務官になるには？

【参考資料】矯正心理専門職・法務教官・保護観察官・刑務官になるには？

◆法務省専門職員（人間科学）採用試験—大学卒業程度—

▶「試験の区分」「受験資格」◀

試験の区分	内 容
矯正心理専門職 A	① 21歳以上30歳未満の者 ② 21歳未満の者で次に掲げるもの ア. 大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び試験実施年度の3月までに大学を卒業する見込みの者 イ. 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者 ③ ①又は②に該当する者のうち、矯正心理専門職Aは男子、矯正心理専門職Bは女子に限る。
矯正心理専門職 B	
法務教官 A	① 21歳以上30歳未満の者 ② 21歳未満の者で次に掲げるもの ア. 大学を卒業した者及び試験実施年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 イ. 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験実施年度の3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 ③ ①又は②に該当する者のうち、法務教官Aは男子、法務教官Bは女子に限る。
法務教官 B	
法務教官 A（社会人）	① 30歳以上40歳未満の者 ② ①に該当する者のうち、法務教官A（社会人）は男子、法務教官B（社会人）は女子に限る。
法務教官 B（社会人）	
保護観察官	① 21歳以上30歳未満の者 ② 21歳未満の者で次に掲げるもの ア. 大学を卒業した者及び試験実施年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 イ. 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験実施年度の3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

▶職務内容◀

※「2022年度国家公務員法務省専門職員（人間科学）採用試験—大学卒業程度—受験案内（人事院・法務省）」の内容を抜粋

【矯正心理専門職】

心理学の専門的な知識・技術等をいかし、非行を犯した少年や刑事施設に収容されている受刑者を対象に、主に次のような職務に従事します。

- 少年鑑別所に勤務した場合
家庭裁判所から送致された少年について、面接や心理検査等を通じて、知能や性格等の資質上の特徴、非行に至った原因、今後の処遇の方針を明らかにするという鑑別に従事します。
また、一般の方々（保護者や学校関係者等）からの非行や不良交友、しつけの問題等に関する心理相談にも応じます。
- 刑事施設に勤務した場合
面接や心理検査等を通じて、受刑者の資質を調査し、刑事施設収容中に達成させるべき目標、矯正処遇の内容等を設定するほか、改善指導の実施等の業務に従事します。
また、受刑者に対するカウンセリング等も実施します。

【法務教官】

専門的な知識・技術と懇切で誠意のある態度をもって、少年院・少年鑑別所に収容されている少年や刑事施設に収容されている受刑者を対象に、主に次の職務に従事します。

- 少年院に勤務した場合
少年院に収容されている少年に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な生活態度等を習得させるため、生活指導、職業指導、教科指導その他の矯正教育を行うほか、円滑な社会復帰につなげるための支援等に従事します。
- 少年鑑別所に勤務した場合
主に、家庭裁判所から送致された少年について、身柄を保護し、その資質の鑑別に役立てるため、面接や行動観察等を実施するほか、相談助言の業務等に従事します。
- 刑事施設に勤務した場合
受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るための改善指導及び教科指導に関する業務などに従事します。

【保護観察官】

地方更生保護委員会や保護観察所に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事します。

1 地方更生保護委員会に勤務した場合

刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院に関する審理のために必要な調査等に関する事務に従事します。

2 保護観察所に勤務した場合

家庭裁判所で保護観察処分を受けた少年や仮釈放者等を対象とする保護観察、矯正施設被収容者の出所後の生活環境の調整等の業務に従事します。

◎ 法務省専門職員（人間科学）の職務に関する情報は、

法務省ホームページ [https://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html] に掲載しています。

▶ 「試験種目」「試験の方法」 ◀

試験	試験種目	解答題数 解答時間	配点比率			内 容
			矯正心理専門職	法務教官	保護観察官	
第1次試験	基礎能力試験 (多肢選択式)	40題 2時間20分	2 / 11	2 / 10	2 / 10	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 40題出題 ・ 知能分野27題 （文章理解①、判断推理⑧、数的推理⑤、資料解釈③） ・ 知識分野13題（自然・人文・社会⑬（時事を含む。））
	専門試験 (多肢選択式)	40題 2時間20分	3 / 11	3 / 10	3 / 10	法務省専門職員（人間科学）として必要な専門的知識などについての筆記試験 【矯正心理専門職区分】 60題出題 ・ 必須問題 心理学に関連する領域⑳ ・ 選択問題 次の40題から任意の計20題選択 心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎 [心理学⑩、教育学⑩、福祉⑩、社会学⑩] 【法務教官区分、保護観察官区分】 40題出題 心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎 [心理学⑩、教育学⑩、福祉⑩、社会学⑩]
	専門試験 (記述式)	1 題 1時間45分	3 / 11	3 / 10	3 / 10	法務省専門職員（人間科学）として必要な専門的知識などについての筆記試験 【矯正心理専門職区分】 ・ 心理学に関連する領域 1 題出題 【法務教官区分、保護観察官区分】 ・ 選択問題 次の領域から1 題ずつ計4 題出題、任意の1 題選択 心理学に関連する領域、教育学に関連する領域、福祉に関連する領域、社会学に関連する領域
第2次試験	人物試験		3 / 11	2 / 10	2 / 10	人柄、对人的能力などについての個別面接 (矯正心理専門職区分：心理臨床場面において必要になる判断力等についての質問も含む。)
	身体検査 【矯正心理専門職区分・法務教官区分】		*	*		主として胸部疾患（胸部エックス線撮影を含む。）、 血圧、尿、眼・聴器その他一般内科系検査
	身体測定 【矯正心理専門職区分・法務教官区分】		*	*		視力についての測定

- (注) 1 ○内の数字は出題予定数です。
 2 第1次試験合格者は、「基礎能力試験（多肢選択式）」と「専門試験（多肢選択式）」の成績を総合して決定します。「専門試験（記述式）」は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合します。
 3 第2次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。
 4 「配点比率」欄に*が表示されている試験種目は、可否の判定のみを行います。
 5 合格者の決定方法の詳細については、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAVI）をご覧ください。

◆刑務官採用試験

▶「試験区分」「受験資格」◀

試験の区分	受験資格
刑務A 及び 刑務A（武道）	17歳以上29歳未満の男子
刑務B 及び 刑務B（武道）	17歳以上29歳未満の女子
刑務A（社会人）	29歳以上40歳未満の男子
刑務B（社会人）	29歳以上40歳未満の女子

▶職務内容◀

※「2022年度国家公務員刑務官採用試験—高等学校卒業程度—受験案内（人事院・法務省）」の内容を抜粋
 刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務し、被収容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うとともに、刑務所等の保安警備の任に当たります。

刑務所及び少年刑務所では、受刑者への指導を通じて、その改善更生及び円滑な社会復帰を実現するよう、様々な処遇を行っています。

拘置所では、主として勾留中の被疑者、被告人を収容し、これらの者が逃走したり、証拠を隠滅したりすることを防止するとともに、公平な裁判を受けられるように配慮しています。

なお、刑務A（武道）及び刑務B（武道）に合格して採用された場合は、主として、刑事施設における警備の業務に従事するなど、その技能を生かした任に多く当たります。

▶「試験種目」「試験の方法」◀

	試験種目	解答題数 解答時間	配点比率	内 容
第1次試験	基礎能力試験 （多肢選択式）	40題 1時間30分	4／7	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 出題数は40題 ・知能分野 20題（文章理解⑦、課題処理⑦、数的処理④、資料解釈②） ・知識分野 20題（自然科学⑤、人文科学⑨、社会科学⑥）
	作文試験	1題 50分	1／7	文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験
	実技試験 【刑務A（武道）・刑務B（武道）のみ】		（注4）	柔道又は剣道の実技に関する試験
第2次試験	人物試験		2／7	人柄、対人的能力などについての個別面接
	身体検査		*	主として胸部疾患（胸部エックス線撮影を含む。）、血圧、尿、その他一般内科系検査
	身体測定		*	視力についての測定
	体力検査 【刑務A（武道）・刑務B（武道）を除く】		*	立ち幅跳び、反復横跳び、上体起こしによる身体の筋持久力等についての検査

- (注)
1. ○内の数字は出題予定数です。
 2. 「配点比率」欄に*が表示されている試験種目は可否の判定のみを行い、その他の試験種目は得点化しています。
 3. 刑務A（武道）・刑務B（武道）以外の区分においては、第1次試験合格者は、「基礎能力試験（多肢選択式）」の成績で決定します。「作文試験」は第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合します。
 4. 刑務A（武道）・刑務B（武道）区分においては、第1次試験合格者は、「基礎能力試験（多肢選択式）」の成績に実技試験の成績に応じた一定の加点を行うことによって決定します。「作文試験」は第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合します。
 5. 第2次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。
 6. 一般内科系検査は、呼吸器、循環器、眼、耳鼻咽喉、言語、聴器などの検査項目について、視診・問診・聴打診を行います。
 7. 合格者の決定方法の詳細については、国家公務員試験採用情報NAVIをご覧ください。

※国家公務員採用試験の詳細な情報は、人事院や法務省のホームページで確認してください。

国家公務員試験採用情報NAVI <https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

法務省（資格・採用情報）https://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html

Ⅶ. 龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」 受講申込書

2023年度龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」受講申込書

フリガナ			
氏 名		生年月日	年 月 日
現 住 所	〒 -		
携帯電話番号	- - ※全学統合認証IDの利用手続きの際にSMSを利用します。 (携帯電話番号をお持ちでない方は固定電話番号をご記入ください。)		
メールアドレス	@		
申 込 内 容	■申込科目／授業担当者〈記入例：矯正概論／木村〉 ① / ② / ③ / ④ / ⑤ / ※5科目以上申し込む場合は、備考欄にご記入ください。 合計 科目		
全学統合認証サービスに関する利用申請	情報メディアセンター長 本プログラムの受講のため、全学統合認証ID・パスワードの発行を申請いたします。 ☐ 申請する ※本学ポータルサイト及びeラーニングサービスを利用するには、上記☐にチェックし、申請することに同意いただく必要があります。		
備 考			受 付 印

**Ⅷ. 龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」
受講希望理由書**

2023年度龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」受講希望理由書

フリガナ 氏 名				写 真 (タテ4cm×ヨコ3cm)
職 業		生年月日	西暦 年 月 日	
最終学歴	学校名 (年 月 卒業・修了)			
「矯正・保護課程」 受講歴の有無	有 (年度) ・ 無	※龍谷大学卒業生 学籍番号(在籍時)		
「矯正・保護教育プログラム」受講希望理由 (200字程度で簡潔に記載してください)				
備 考				受 付 印

※龍谷大学を卒業した方は、大学在籍時の学籍番号をご記入ください。

